

平成17年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成17年9月14日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員  
 1 番 藤村 洋二                      2 番 木村 定八  
 3 番 太田 秀司                      4 番 津田 實  
 5 番 田中 良隆                      6 番 梶山 幾世  
 7 番 三和 郁子                      8 番 田中 弘一  
 9 番 藤下 茂昭                      10 番 中島 一雄  
 11 番 田中 博                        12 番 田中 孝嗣  
 13 番 中田 幸子                      14 番 小島 進  
 15 番 原田 薫                        16 番 竹内 孝治  
 17 番 辻 藤雄                        18 番 森田 貞雄  
 19 番 森 申行                        20 番 野洲 健造  
 21 番 田中榮太郎                      22 番 林 克  
 23 番 田中 敏雄                      24 番 荒川 泰宏  
 25 番 河野 司                        26 番 鈴木 市朗  
 27 番 山本 勇作                      28 番 川口 東洋  
 29 番 野並 享子                      30 番 小菅 六雄  
 31 番 長谷川龍一

不応招議員 32 番 秦 眞治

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

|                    |        |                  |       |
|--------------------|--------|------------------|-------|
| 市 長                | 山崎甚右衛門 | 助 役              | 川尻 良治 |
| 収 入 役              | 阪口 和夫  | 教 育 長            | 大堀 義治 |
| 政策推進部長             | 山中 重樹  | 総 務 部 長          | 山中 清嗣 |
| 市 民 健 康<br>福 祉 部 長 | 竹澤 良子  | 都市建設部長           | 北口 守  |
| 環境経済部長             | 米澤 博   | 教 育 部 長          | 島村 平治 |
| 監 査 委 員<br>事 務 局 長 | 坂口 哲哉  | 政 策 推 進 部<br>次 長 | 東郷 達雄 |

|                   |    |    |                   |    |     |
|-------------------|----|----|-------------------|----|-----|
| 総務部次長             | 前田 | 健司 | 総務部次長             | 田中 | 正二  |
| 市民健康福祉部<br>次長     | 高田 | 一巳 | 教育部次長             | 高田 | 利江子 |
| 都市建設部<br>総括マネージャー | 堤  | 文男 | 環境経済部<br>総括マネージャー | 佐橋 | 市衛  |
| 広報秘書課長            | 富田 | 久和 | 総務課長              | 竹内 | 睦夫  |
| 企画財政課長            | 中島 | 宗七 |                   |    |     |

出席した事務局職員の氏名

|       |    |    |       |    |    |
|-------|----|----|-------|----|----|
| 事務局次長 | 内堀 | 悟  | 事務局次長 | 井狩 | 重則 |
| 書記    | 川崎 | 和美 | 書記    | 赤坂 | 悦男 |

議事日程

第1 会議録署名議員の指名について

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

副議長(長谷川龍一君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日、秦議長が欠席でありますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長職を務めさせていただきます。

議事運営に際しまして、議員並びに当局各位におかれましては、特別のご協力をお願い申し上げます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員31名、欠席議員1名。欠席議員は、秦 眞治君であります。

次に、本日の会議に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日の本会議と同様であり、配付を省略しますので、ご了承願います。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

これより日程に入ります。

(日程第1)

副議長(長谷川龍一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第14番 小島 進君、第15番 原田 薫君を指名いたします。

(日程第2)

副議長(長谷川龍一君) 日程第2、一般質問。昨日に引き続き一般質問を行います。質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第12号、第12番 田中孝嗣君。

12番(田中孝嗣君) 皆さん、おはようございます。長い議員生活ですけれども、トップバッターというのは、初日ではないのですけれども、2日目のトップバッターというのは初めてですので、ちょっと緊張しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

学校給食センターの土地の取得と中主小学校の照明の件についてお聞きいたしたいと思っております。学校給食の土地の取得の報告を先の全員協議会でされましたので、その件についてお聞きします。

新しい土地の取得の話はされましたが、過去に話をされていた土地は草が生え放題の、見るからに荒れ放題の土地になっております。いまだに話が付いたと聞いておりませんが、それも解決しないで、幾ら学校給食を急ぐからといって、土地を購入するのはおかしいと私は思っております。取得するのであるのか、ある程度目安が立ったのか、現状の経過と、いつまでに解決できるのかをお答え願いたいと思っております。

また、今度新しく計画されているところは、幾つかの八夫地先の候補地の中から、どのような点を注目して選ばれたのかもお聞きしておきます。

センター方式にされるので、小学校6校、中学校3校、幼稚園などの輸送計画や職員の数と通勤道や、あるいは搬入などの業者の車両の見込みなどをどのように計画されているのか、詳しくお答え願いたいと思っております。

次に、今年度の予算に計上されました中主小学校のグラウンドのナイター設備の件についてお聞きいたします。

夏休みも終わり、いまだに工事をされた気配もありませんし、区に聞いても、一向に説明がないとのことですが、いつ工事をされるつもりなのか、また、どのくらいの工期が必要なのか、お聞きしたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

副議長(長谷川龍一君) 教育部長。

教育部長（島村平治君） 皆さん、おはようございます。それでは、まず、田中議員の学校給食センターの土地の取得についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の、新学校給食センター建設用地取得断念の件であります。計画を取りやめた用地の問題を解決し、新たな用地に取りかかるのが本来だとは思っておりますが、全体計画との絡みで時間的な制約もあり、旧計画土地所有者の皆様には7月3日に市長が計画地変更の陳謝を申し上げた折に、並行して新たな候補地を進めていくことで理解を求めてきました。用地取得断念に伴う話し合いはまだ解決には至っておりませんが、できるだけ早い時期にご理解をいただくべく誠意を持って対応する所存でありますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

次に、新用地の選定の件でございますが、6月議会で答弁いたしましたように、八夫地先で野洲川土地改良区受益地以外のところで求めましたのが、協議会で申しあげました八夫字七ノ坪の用地であります。用地選定にあたりましては、給食配送上から、市域のほぼ中央に位置し、幹線道路に隣接、また下水道等インフラ整備の状況、あるいは埋蔵文化財の遺構密度の低いところで、また農用地区域除外が容易、かつまとまった面積が確保しやすいところを検討し、決定いたしました。

なお、新計画地の土地所有者につきましては承諾を得ております。

3点目の新給食センターへの搬入出等の件でございますが、市道西河原童子川線をメイン道路といたします。現在の両給食センターとも学校・園への配送及び回収時間帯は10時から15時の間に行っておりまして、新しい給食センターでもほぼ同様の時間帯になります。

また、納入業者は8時30分までと15時以降が主でありまして、おおむね20業者余りが出入りする見込みです。

職員につきましてはおおむね40数名を予定しております。

次に、中主小学校の夜間照明工事につきましては、当初の予定より遅れております。これにつきましては、当該小学校とグラウンド敷地内での照明設備の設置位置などの調整に思わぬ時間を要したためであります。実施設計が完了しましたので、ただいま、工事着手に向け、事務を進めております。なお、できる限り早い時期に完了するよう鋭意取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、これにつきましては地元対応であります。地元西河原自治会長にはお出合いし、いつでも地元説明はさせていただけるよう、その旨は伝えております。

以上、答弁とさせていただきます。

12番(田中孝嗣君) 工期の日数は何日ぐらいですか、ナイター設備の。

教育部長(島村平治君) 済みません、先ほど答弁の中で、用地の関係で、計画地を取りやめた用地の問題を解決し、新たな用地にかかるのが本来だと思っておりますということで、解決せずということで申し上げたところでございますが、用地の問題を解決し、新たな用地に取りかかるのが本来と思っておりますので、訂正いたします。

そして、工期につきましては、10月の中ごろには着工できると思っておりますので、年内の……。

12番(田中孝嗣君) 違う。ナイター設備の工期はどれぐらいかかるのかと。

教育部長(島村平治君) 今ご説明いたしましたように、実施設計ができましたので、今、工事着手の準備をしております。そうしたことから、10月の中旬には工事着手ができ、年内12月末には完成する予定をしております。

副議長(長谷川龍一君) 田中孝嗣君。

12番(田中孝嗣君) 再質問をさせていただきます。

今、1番目にナイター設備の工事の期間はどれぐらいかかるかと聞いているのだけれども、その答えがまずなかったのだけれども、それをはじめに言っていたらありがたい。再質問はこれからしますけれども、まずそれを聞いておかないといけないのだけれども。わからないのか。一般の質問に、工期はどれぐらいかかるかということ聞いてあったのに、その答えがないから言っているだけで。

副議長(長谷川龍一君) 今、設計中だから、わからないということか。

暫時休憩いたします。

(午前9時10分 休憩)

(午前9時10分 再開)

副議長(長谷川龍一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中孝嗣君。

12番(田中孝嗣君) 計画を取りやめられた、新たな用地をとという形の中で今進んでおりますが、まず、先ほど申し上げたように、見ていても、草はぼうぼうの状態の中。市長は1回、7月何日かに行かれたという話なのですけれども、どういう形の中で今お話をされているのか。聞くところによると、門前払いを受けているし、会ってもいただけない。そういう中で、行ってもしようがないではないかという声も聞いたことがありますけれど

も、本当に時間がなくて、やはり先に解決をして土地を取得するのが本来だと私も思うし、皆さんもそうだと思うのですけれども、そういう努力をどういう形の中でされているのか、まず、教育長なり教育部長は何回皆様にお会いされて、どのような中でおわびなのか、お願いなのか、されているのか、その辺のことをもうちょっと具体的に聞いていきたいと思うし、まず、誠意を持って解決すると言うなら、やはり日参でもして誠意を見せていかなければならないと思うが、その辺のこともどうも我々には見えてこないということなので、どれぐらいの気持ちで本当に解決を図っているのか、その辺の気持ちをもう一度お答え願いたい。

それと、どうしても話を付けなければ、最終的にどのような形の中でどのように進んでいくのかという思いも多分あると思うけれども、その辺のこともあれば、一度またお聞かせ願いたいと思います。

また、土地の取得については確かに野洲川ダムからあれですのですけれども、主要とされる市道西河原童子川線は道も狭く、路線バスや付近の会社が数多くありますので、大型の車も非常に通行が多くある場所であります。今回、安心・安全なまちづくりのために防災無線なり、いろんな形の中でされております。しかし、いつ起こるかわからない、もちろん地震対策やいろんな災害対策も必要なのですが、一番大事なものは交通対策というのですか、交通安全、これは毎日のことなのです。だから、そこにつくるのに付近の皆さん方に迷惑がかからないのか、交通がどうなのか、そういう形の中で、どのような形の中で検討されたのか、お聞かせ願いたいし、大きな事故でも起きれば皆その付近の方が災害に遭うということも考えられますので、どういう形の中で道をされたのか。

また、運搬の輸送や回収はどういう形の中で何台あって、どういう道路の通路の利用をされるのか、その辺もお聞きしたいと思っておりますので、もうちょっと詳しく具体的に、何台の車でどの道を通っていくのだという話も、できたらお願いしたいと思います。

もちろん納入業者20数社も、これも8時30分、あるいは3時以後の出入りがほとんどだということなのですけれども、付近の住民の方にとっては通勤なりいろんな形の中の時間帯でもあるし、支度される時間帯でもあるし、その辺のことも、どの道を通って、どういう形の中で指示していくのかということもお聞かせ願いたいし、職員についても40数名、ほとんど多分車で来られると思うのですけれども、その辺についてもやはりきちったした答弁がいただければと思っております。道の詳しいことはいろんな形の中でまた報告なり、どういう形の中で進まれるかによってまた地図も出して説明もしたいと思っ

おりますので、とりあえずそのことについて説明いただきたいと思います。

それと、給食センター、きのう、市長は24億を18億ぐらいでという話でされました。きのうの新聞に彦根市の給食センターのことが載っておりました。彦根市は3億7,000万かけて給食センターをつくるようなことをするが、財政上は厳しくて検討課題という形で新聞に載っておりました。これは今、調べてみますと、小学校の数は3,300人程度なのです。中学校の給食をするのに3,300人食ぐらいいでも3億7,000万の予算で建設されると。うちは7,000食を予定されておりますし、18億などという形の中で説明をされておりますが、新聞を見て、何でこんなに建設費が違うのかなという思いを持ちましたので、その件に関しても、できたらお答えを願えればありがたいと思います。

それと、ナイター設備の件なのですけれども、照明に関して設置位置などの調整に思わぬ時間がかかってという答えであったと思うのですけれども、予算を付けるときにその辺の打ち合わせがまずできていなかったのかなということと、地元にも説明はいつでも入れますという話なのです。私はやっぱりこういうものを、いろんな話が飛び交う部分もあるし、照明になれば田んぼにも影響するのではないかという話もいろんな形の中で住民の方から聞きます。やはり住民の方に一番に説明をして、こういう形の中でナイター設備をするという形の中で説明をして予算付けをして工事にかかるというのが本来の筋だと思うのです。工事にかかってから住民に説明をするわと。そこで反対でももし何かあったときにどうするのですか、そういう形の中で。

だから、筋道が私は、住民がいつも主役だ、住民が大事だと言うのなら、いろんな形の中でそういうものをきちっと説明して行って、それからやはり工事にかかるべきだと思うのですけれども、その辺のことがどうなのか、お聞きしたいのと、誰が思っても、ナイター設備、正直な話、夏など暖かいときにやっぱり夜遅くナイターを使うと。できた当初、予算が4月に付いているのだったら、できるだけ一刻も早く付けて皆さん方に喜んでいただくというのが本来の姿だと思うのですけれども、それがいまだに夏休みが終わって付いていない。工期が2カ月はかかる。2カ月はかかるけれども、その間はやっぱり子どもは学校があるから、学校に行っているのです。夏休みじゃないから。だから、その間に工事中にまたいろんな子どもが事故を起こしたりということが懸念されると。なぜそういうことが夏休み中にできなかったのか。誰が考えても皆そうだと思うのです。

だから、それを、ただ位置の打ち合わせで時間を要したと。そんなものは言い訳にはならないと私は思うのです。できるだけ、4月に予算をとって、どこの時点でやったら住民

の皆さんに喜んでいただけるのかという形の中で検討していかなければいけないのだけれども、その辺のことについてももう一度お答えを願いたいと思います。

以上です。

副議長（長谷川龍一君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） それでは、田中議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、話し合いの経過でございますが、旧地主さんにつきましてはそれぞれ当初は個人的に話し合いを進めておりました。その中で急遽3人で固まってお話をしたいということをおっしゃいましたことから、その日程調整で当初その3人が集まる時期が8月末で計画をさせていただきました。そうした中、急遽お1人の方が都合が悪いということで、その日は流れたこともあります。また、片やお勤めもされているということで、日曜日の夜に計画をさせていただいているのが現状でございます。次の週にも計画をさせていただいたのですけれども、またその前の日に、今日も1人の方が都合が悪くなったということで、流れました。

そうした中で、何回も接触の中で今回この18日に3人に寄っていただいて話し合いを進めるという経過でございますので、先ほど答弁いたしましたように、地主の方につきましては誠意を持って交渉に当たりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、メイン道路というか、どの道路を主にとということでございますが、先ほども答弁をさせていただきましたように、市道西河原童子川線をメインにして計画をしております。

この道路の関係でございますが、給食の配送車でございますが、現在は4台でございますが、新しい給食センターは6台ぐらいを計画しております。それも4トン車を計画しております。

次に、先ほども彦根市の建設の関係で申されましたが、彦根市が新聞等で3億7,000万というような建設費ということをお知らせされましたが、これにつきましては調査はいたしてはおりませんが、どのような手法で整備されるのかわかりませんが、やはりこのような金額では無理だと思っております。例えば文厚の委員さんとの視察をいたしました岐阜県の瑞浪市でございますが、このところは5,000食でおおむね13億4,000万ということで、野洲と同様、3品で、米は自分のところで炊いておられるというような状況でございます。また、京都の城陽市でございますが、これにつきましては8,000食で19億5,000万ということで、この市につきましては給食は2品で、ただし、私どもと同様、米についてはそこで炊いているというような状況でございます。そうしたこ

とでご理解いただきたいと思います。

次に、ナイター設備の遅れでございますが、これにつきましても、もう一つの理由といたしましては、補正でもお願いいたしました中主の学童保育園の増設工事に伴い、遊具等の敷設箇所等の移転の場所の選定等で時間を要したこと、また、現在の中主小学校の中でこのナイター設備をした場合、どのぐらいの電力が必要かという、電力の調査等の関係上、そうしたことから遅れたということでございます。これにつきましては、先ほども説明いたしましたように、できるだけ早い時期に完成して、市民の皆様方に使っていただくよう心がけたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、住民の説明ということでございますが、これについても地元説明会を早速開きまして説明をさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

先ほども答弁いたしましたように、給食センターの関係の納入業者等でございますが、20業者余りの業者がするというところで、時間帯につきましても、8時半まで、あるいは今度は夕方については15時からが業者の出入り等をする主な時間帯でございます。今の市道西河原童子川線は、先ほども田中議員が申されましたように、路線バス等も通っておりますので、道路の支障は影響はないと思っております。

以上であります。

副議長（長谷川龍一君） 田中孝嗣君。

12番（田中孝嗣君） その土地の話の中で、8月の末なり何なり、なかなか話し合いを持ってないし、最終的には18日にすると。向こうからキャンセルばかりいただいているという話なのですが、よく話を聞くのですけれども、初歩的なミスは教育委員会がやっているのです。向こうが悪いことも何もない。その中で誠意を見せるとなれば、どんなものなのか。皆さん多くの方が、そんなもの、日参でも毎日して、頭でも付けて、どうしても話を付けていかないといけないではないかという声も実際聞きます。

その辺の姿勢でいけば、先ほど聞いたように、私が聞いているのは、5月から教育長や教育部長は何回そこへ足を運んで、どういう形の中でしたのだという話を聞いているのだけれども、その答えがまずなかったと思うのです。何回やりましたなどという話を聞いていないし、本当におさめる気があれば、どういう誠意の見せ方をしていかなければならないのか、それでもだめならば、今度はどういう形の中でやっていかなければならないのだろうかという答弁もなかった。だから、その辺のことももう一度また、3回目になるけれども、お聞きしたいと思います。

市道童子川線、路線バスが通っているから何ら問題はないだろうという形の中で今お答えをいただいた。私ももちろん地元の近くだから、車でいつも通っております。

これ、地図はわかるかな。映るかな。建設予定地、正直な話、ここなのですけれども、この童子川の橋は4メートル半しかない。この道は本当に2台の乗用車でもすれ違うのに一苦労しなければならないように、狭く感じる場所であるということと、私が一番懸念しているのは、ここにずっとこっちへ行ったところに湖南病院から真っすぐのところの広い道があります、確かに。ここまでは行くけれども、ここに家が建っているから、見通しが相当悪いし、本当に危険も感じる部分も私もある部分なのです。その辺の改善をどうするか。住民の人が事故を起こされたら大変だということと、もう一点、ここの給食センターのここに農道が通っているのです。多分それは常識だから、職員さんの通勤や業者の搬入にはそんな農道は通らないと思うのだけれども、それもこれは確約はされないと思うのです。

だから、この農道をほとんどの方がよく通っておられるのと、事故が農道で過去に数回あったのです。だから、その辺の形の中と、また、野洲の永原の方からも橋が真ん中であって、そこから通勤される方も結構その農道を通ってされる方も多いので、こういう形の中での状況なのです。

それで、今、島村部長がおっしゃったように、配送の車は結局ここから木辺を歩いていくのですか、あそこへ。それで、これが小学校も中学校も通るのですか。木辺の形で持ち上げれば、ここから木辺へこういう感じかな。わかりますか。ここから木辺へ入ってくると、このすぐのところは三角の形の中で、錦織寺の真ん前というのは非常に危なくて、それと、ここは3.6しかないのです。この道を毎日通られると、本当に事故が起こりかねないような状況なのです。

だから、こういう検討は本当にされたのかということと、それと、ここに従来の中主の給食センターがあります。従来ずっと道がなかった時分はこの自治会の真ん中を通ってやっていたのです、配送を。ここで自治会の真ん中を通ってもらうのはやっぱり危険だと。事故でもあったらかなわないということで、ここをふさいでこの道をこしらえたのです。いわば自治会の中を通らないで、中主のときも配送を小学校までやっていたという状況なのです。そんなものは何も考えていないでしょう、まず、過去のこういう流れを。やっぱり自治会の中はできるだけ通らないようなことをしていかないことには、そういうものはね。

だから、こういう話はどうなのですか、その辺で検討されているのか、もう最後だから、答えが悪いというものではぐつが悪いし、安全な、やはりやれば、それに対する道も必要

だと思うのです。どういう形の中で給食センターをここに持っていった。住民が安全に安心して暮らせるためには発送センターが自治会の中をずっと通っていたのでは、やっぱり事故も起こりやすいし、そういう危険も多いということは事実ですし、また反対に、祇王の方へ行けば、狭い童子川の橋を通り、北村ですか、あそこを通っていかないといけないという形の中でやれば、いろんないわくでここへ持ってきたのは、それはしょうがない。仕方がないけれども、それに対してやっぱり安全な、住民が安心して安全に暮らせるような道もつくっていかないといけないと思うのです。農道を食品がぼんぼん走られたら、田んぼをやっている方も困るし、道が狭い、2.6しかないですね、あの農道は。それでやはりやっていけない。それを平気で通られたら、大変な事故でも起こりかねない。

ここへ持ってくるのは私も何も文句は言いませんよ。ただ、ここへ来るのにももちろん道をどういう形の中でつくっていくか、これを十分に検討していただくのと、まして工事にこれからかかれば、大型の工事車両がどんどんここへ通ってくるのです。住民の方が事故でも起こして大変な災害にもなりかねないという部分もあるので、道をどうするかを先決に考えていかないといけないと思うのです。これは、もしそういうことがあれば、誰が責任をとってもらえるのかわからないけれども、それも明確に答えてほしいし、こういう議論をきちとした中にやはりここにどういう給食センターをするのだなど、そういうことをやってもらわないと、こんなことを何もほったらかしで、ここへだけものを建てたらいいわ、あとは知らないわというようなやり方ではおかしいと私は思うのです。

だから、農道を通らないとか、木辺の自治会の中を車が通らないとか、やっぱり一筆書いてもらわないことには、行政というのは余り信用できないので、この辺で答えてもらっていても、いつ約束を破られるかわからないので、その辺で、一筆書くか書かないか、ここで答えてほしいということです。

それと、次に彦根の給食センター。よそもいろんな形の中で10何億などと聞きましたが、幾ら合併債を使うといっても、やっぱりこれは借金でやるわけですので、できるだけ抑えられる方向にあれば、いろんなことを参考にして抑えるべきだと私は思っておりますので、その辺も十分にご審議をいただいてやっていただきたい。知恵をもっともっと絞っていただいてやらないことには、業者の言いなり、また設計者の言いなりに何でもやっていただいでは何ほでも高く付きますので、その辺に関しては市長にも一回お答えを願いたいし、道の件に関しても市長に、どう思っているのか、どういように検討されているのか、お答えを願いたいと思います。

それから、ナイター設備、本来なら夏休みぐらいに住民の方が使える中でやはりやるべき問題であるし、当初の予算も付いているのだから、その予算を付けるためには前のときからいろんな検討をされて、去年、校長が聞きに行ったら、ナイターなど、そんなもの一つも説明がなかったという話だったけれども、そういうこともなしに予算を付けること自体がおかしいということを私は言っているのであって、金に関していろんな話もある。

そういうお金がまだ使えないお金、当初に予算を組んでいても、お金が使えない場合、いろんな形の中で、前も、ある小学校が子どもがああいう形の中でやっぱり維持できないから、クーラーを付けてくれという話がありましたね。こういう予算がありながら、何で予算がないからそういうことができないと。いろんな小学校なり学校なりが要望しても、なかなか予算が付けていただけない。弱者のためにはなかなか付けていただけない。校長は、仕方がないから自分のところの家のクーラーを外して付けたという話は教育部長などは多分知っていただいているし、教育長も知っておられると思うのです。弱者のために野洲市が予算を付けてくれないから、校長は自分のところの家のクーラーを外して学校へ持って行って子どものために付けたと。それでも、教育委員会はこんなもの予算がないからという一点張りでしょう。

その辺が今回の後始末にしても何にしても、自分の責任だったら、校長でも自分の家のものまで持ち出して学校にやっているのに、その辺の責任問題はどのような形の中でやっていただけるか、それも、できたら答えていただければありがたいなと思っております。答えをゆっくりいただければありがたいと思います。

終わります。

副議長（長谷川龍一君） 暫時休憩いたします。

（午前9時39分 休憩）

（午前9時50分 再開）

副議長（長谷川龍一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、田中議員の給食センターの建設についていろいろご意見がございました。

まず、八夫地先でいわゆる農転のしがたい土地を求めに行って、地主の皆さんに非常に迷惑をかけた。このことについては私も現地へ行きまして、3人の地主の方と、1人代理人の方も見えていましたが、4人おいでいただきまして、経過と考え方についておわびを

申し上げました。補償についてはそれなりの補償をしますのと、いろいろと行政内部での手違いがございました。おわびの意味をかねまして、それなりの償いをさせていただきましよう、こう申し上げました。

しかし、買わないことはもうここで私ははっきり申し上げますので、あとの土地は皆さんの土地だから、草が生えたら大変ですよ。私も農業をやって、休耕田を3年ぐらいほうっていた。後、草を刈るのに大変で、どんなトラクターを持ってきても、根が起きませんわと。だから、草は刈って下さい、お願いしますということもお願いを申し上げました。そして、その場で了解を得て、それと同時に、八夫地域内で新しい土地を求めていきますと。一刻の猶予もできません、ご理解下さいということで帰ってまいっておりますので、それは八夫地先で購入をしよう、こういうことで決めて八夫地先で、いわゆる野洲川がかりでない土地を探してあそこに決めた、こういうことでございました。

田中議員に心配をいただきますように、交通安全上の問題については我々もそれなりの心配をいたしております。だから、この道を通るな、通れ、一筆書けと。これは行政庁としては書けない問題ですから、私は書くつもりはないのです。ただ、安全をどういうふうに確保していくかというのを我々が考えるのであって、おっしゃるように、農道の問題、前の県道の問題等については十分な配慮をいたして取り組んでいきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それと、高いではないかという話があるのですが、既に甲賀市では5,000食のセンターの契約をなさいました。聞きますと、15億ぐらいかかったと。1食にすると30万ぐらいかかったと。我々は7,000食ですから、単純に計算して21億になるのです。しかし、これは決して比例するものではないと思えます。工事は大きくなればなるほどコストが安くなる場所もございますので、だから、私はこの前、18億から19億、20億ぐらいのものが適当ではないかと、こう申し上げておりますので、これはこれから設計に入りますので、十分、グレードは余り高くせずして、しかし、設備についてはこれは手抜きをするわけにはいきませんので、きちっとしたものをつくっていかう、こう思います。

交通安全上の問題は心配していただく以上に我々も心配しておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それともう一点、中主小学校のいわゆるその問題は、いつかの議会で、誰かに頼まれておまえはしているのだろうということがあったのですが、私はそうではないのです。私自身の主体性です。町内に6つの小学校があるのです。付いていないのは中主の小学校だけ

なのです。これで平等な教育ができるかという観点で私が付けようと予算を付けたのですから、後の工事が遅れてあることは、これは事務的なことですので、また説明をさせますが、そういう気持ちでやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、足りないところはまた担当部長から説明させます。以上でございます。

一筆書くことはいたしません。そんなことは我々が行政の手段で、一つの施設をつくるなら、周辺に及ぼす影響はマイナス要因ではいけないのです。プラス要因でいかないといけない、こういう思いをしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

副議長（長谷川龍一君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 田中議員の再質問でございますが、地元への地主さんの折衝というか、交渉、話し合いでございますが、先ほども答弁いたしましたように、市長に7月3日に行っていたいただきました。そして、5月15日には教育長が、6月11日には助役ということで、それ以後、私を含めて担当は逐次折衝をしている状況でございますが、先ほども説明いたしましたとおりでございますので、この18日にはお出会いしてお話をしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、ナイター設備につきましては、先ほども答弁いたしましたように、地元のご理解を得ながら、できるだけ早く完成をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、学校の空調施設の件でございますが、これについては特別教室、そうしたものはすべて子どもの環境整備ということで空調設備は整えております。今の例に出されました北野小学校につきましては、途中から、せっかく整備した教室から学校の都合で変わられたということでしたので、それについても今後、学校と話し合いながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁といたします。

副議長（長谷川龍一君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 田中議員の再々質問に関わりまして、私の思いを少し述べさせていただきます。

地権者の3名の方々には、先ほど市長からも話がありましたように、私は3回謝罪をいたしております。まだ戸別訪問とまではやっていないのですけれども、今度もまた3者に集まっていたいただきました折には誠意を持って当たりたい、このように思っております。

行政としまして本当に初歩的なミスで地権者に多大のご迷惑をおかけいたしております

ことを深く反省しております。今後はしこりを残さないように、誠意を持って粘り強く謝罪を続けてまいりたい、対応してまいりたい、このように思っておりますので、どうかひとつご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

副議長（長谷川龍一君） 次に、通告第13号、第27番 山本勇作君。

27番（山本勇作君） おはようございます。27番、山本勇作でございます。平成17年度第5回9月議会野洲市議会におきまして一般質問をいたします。

その前に、合併して1年近くなりましたが、山崎市長をはじめ、関係部各課、あるいはまた出先機関におきましての職員におかれましては大変研さんしていただきまして、市民の向上のためにご努力、心からお礼を申し上げます。

ただ、一言申し上げるならば、合併してから1年でございますが、職員の対応が非常に悪うございます。愛想が悪い。このことだけは1つ申し上げて、やはり市民に親しまれる公務員であってほしいと。というのは、やはり業務量の内容で、パソコンで仕事をするからかもしれませんけれども、「おはよう」と言っても「おはよう」が返ってこない。こういうことがやはり業務内容か知りませんが、そういうことをしてもらわないと、どうしても市民から公務員に対する批判が出るように思いますので、その点を、前段はいつも私は敬意を表させていただきますが、今回は特にこのことを申し上げまして、質問に入りたいと思います。

それでは、野洲病院の今後のあり方について質問をいたします。野洲病院につきましてはいろいろ大きな歴史がございますので、若干これらに触れまして、そしていろいろとご所見を伺いたい、このような思いでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

野洲病院は昭和34年に野洲診療所として当時開業いたしました。このときは有床診療所として8カ所ということで開設されたようになっております。当時は、町内では数少ない医療機関として順調に発展してきました。その後、野洲町においても人口増加と医療に対する住民要望の多様化に対応すべく、昭和39年には内科、外科、整形外科を持つ45床の病院となりました。

また、こうした実績によりまして、隣接する守山市より病院の建設の依頼があり、野洲守山病院を建設することになりましたが、多額の資金を投入したため、法人経営に少なからず影響を与えることになってきました。

さらにまた、昭和43年度には御上会が設立されたということもございますが、あるい

はまた48年9月には法人の性格によりまして公的な立場で運営が図れるように、持ち分を持たない社団、すなわち特定医療法人として大蔵省より認定され、病院外の公共機関、地域住民の方々の経営参加を求めまして、地域の基幹病院として順次施設の整備をされてまいったところでございます。

さらにまた、昭和55年の第1次増築133床の増、平成3年に第2次増では175床の増、平成11年には第3次増築199床となり、野洲町における唯一の2次機能病院として現在に至っております。

ところが、こうした整備の中でも若干無計画な部分がございます、資金繰りの問題が多額の負債を抱えることとなりました。このままでは野洲病院が倒産に陥るといようなこともございましたために、当時の野洲町は町議会あるいは自治省、滋賀県に協力をいただきまして地域医療振興資金を活用し、病院に緊急の財政補助として貸し付け、昭和60年より3カ年間、約9億を行いましたことはご案内のとおりでございます。

こうした病院につきましては、長年にわたる公的機関の財政支援を受けましてこうした病院の運営に努力され、また、国によりますところの緊急告示によりまして、やはり指定休日医療を昭和56年7月から開始に努力されたところでございます。

こうした中でこの野洲病院が今日まで来たわけでありましてけれども、今回、野洲病院が平成13年4月、第4次医療法改正で病床機能の区分を一般病床と療養病床の届けを、平成15年8月末に野洲病院は一般病床とされて現在開業されております。

そこで、次の点についてご質問させていただきます。

まず、第1点目でございますが、高齢化の進展により療養病床の確保計画はどのようになっているのかというお尋ねをしたいと思います。

このことにつきましては、療養病床の設置は早くから住民から要望が出ておりますが、このことによりまして野洲病院では16年度から療養病床の確保に向けて努力されましたところが、湖南医療圏における基準病床数を調査したところ、既に近隣市の大規模病院が病床の枠をとって取得されまして、そうしたことで、当病院には許可がないというふうに伺っておりますが、これらについてのご所見をお伺いいたします。

第2点目は、平成18年度に第5次の医療法改正がされますが、中でも基準病床数の計算方法の改正がされると言っておりますが、どのように変わっていくかということをお伺いいたします。

私の調べた範囲では、やはりこの第5次医療法改正におきましては、基準病床数の計算

方法の改正と日常医療圏構想を取り入れまして、各都道府県の裁量権限を多くふやすなど、これが社会に対することをその骨子とすることが新聞等で報道されていますが、県の医務薬務課では、法改正があっても、国では基準病床数は変えず、一般病床を減らして、その分を療養病床とすることを許可する方針であると想定しますとっておられますが、これについてどのようになっているか、お伺いさせていただきます。

第3点目であります、東館の建物でございますが、これも、お聞きしますと、耐震工事が必要というように聞いておりますが、これについての病院としての考え方、あるいはまた公的援助する市としてどのような考えかということをお伺いしたいと思えます。

4点目は野洲病院のことではありますが、やはり駐車場の狭さ、このことについてもどのような対策をされるかということは市民の方から伺っておりますので、この所見もお伺いしたいと思えます。

5点目は、診療患者との業務対応のあり方について。これはあくまでも野洲病院の内部の関係でございますけれども、しかし、患者として野洲病院に対する声というものをひとつお聞きしたいと思えます。

やはり医師の患者に対する対応、いわゆる診てもらう側と診る側との上下関係の意識が非常に強いように思うといった声も聞いております。そうしたことでございますので、説明と同意ということがございますが、患者に対して病院が説明をされることですが、そういうことを取り入れられておりますけれども、この点についてはどのようになっているかということ、あるいはまた、外来診療につきましても、最近こうした野洲病院で先生が個人開業医に多く転身されるようなことがありますので、そういうことでドクターの交代も多く、信頼が置けないと。何とか、病院をしてもらっているのだったら、医者もきっちりしてほしいというお声が出ております。

そういうようなことで、一緒にやはり外来が地域の診療所という扱いになって、入院は病院の中で患者に不安が広がっているということでございますので、ということは、今回の医療法の改正で、地域の個人経営のやつ、結局かかりつけの医者を紹介する。それが第1次の病院だと。次に2次、ここでわかったら野洲病院に行きなさいというような方に、国がそういう指導をしているそうでございますので、そういうようなこともやっぱりどうなるかということが非常に皆がわかりにくいという話が出てきておりますので、こういったこともひとつどうなっているのかなということをお伺いしたいと思えます。

それから、もっと詳しく申し上げますと、患者の声でございます。これはここで申し上

げておかないと、病院側に伝わりませんので。

やはりこの窓口の対応が非常におおむね不親切だということが1点目。

それから、会計の窓口が混雑の場合について、言葉遣いに険がある、とげがある、きつい言葉で言われるというように、不親切だと。

また、会計を済ませて領収書を持って薬剤部へ行くときに、薬局へ行って下さいと、こういう声ですが、ということは、高齢者にとっては薬局といったら、すぐまた病院から出ていったら薬局だと思って行かれます。ところが、薬局へ行くと、領収書はないのですかとと言われるので、また帰ってこないといけない。こういうような対応。

もう一つは、やっぱりあそこに座っておられる、電話、ファックスの受付の方ももう少しこういうことに配慮してもらったらどうだろうかというような声がありましたので、これについての処方せんのあり方というものの、薬剤部と処方せんのあり方、そういうものについての誤りのないようなことをしていただきたいということ、院外薬局で発見されますので、こういうような声もひとつ聞いていただいて、また反映をしていただきたいということをお願いしておきます。

6点目、最後でございますが、こうしてまた地域医療に貢献しています野洲病院でございますが、今日まで増築によりまして莫大な借入金の残高があります。平成16年末でも30億円ございまして、いわゆる債務負担行為で16億円と3億円で19億、そして先ほど申し上げた9億でいきますと恐らく30億近い、このようなことでございますが、いろいろな考え方で見てみますと、市長として今後の方針はどのようにされるのかということ、今の現状のままでいいのかどうか、耐震性もございまして、新築移転計画すればどうするか、その場合は市としては今後も財政援助をしていく考え方があるかどうかということの所見を市長の方からもお伺いしたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

副議長（長谷川龍一君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） おはようございます。それでは、山本議員の野洲病院の今後のあり方についての6点のご質問の中で、私の方から1点から5点までの答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の療養病床の確保計画についてですが、地域に必要な病床の確保につきましては2次保健医療圏域ごとに策定されておりまして、地域保健医療計画により平成19年度を目標年次といたしました基準病床数は、湖南圏域では2,574床となっております。

ます。現在、湖南圏域には2,573床の基準病床が整備されておりますので、新たに許可を受けられるという病床数は、次の医療計画まではないという状況でございます。

2点目の、平成18年度の第5次医療法改正に伴います基準病床数の計算方法でございますが、県に尋ねましたら、現在のところ、詳細についてはまだ示してはおりませんが、18年度、来年度には県の中で具体的にこの検討に入るといふ、県の方の問い合わせの結果でございます。

3点目の東館の耐震補強についてですが、平成16年10月に滋賀県医療施設耐震化整備計画に基づきまして耐震調査を実施されました結果、昭和55年に建築されました東館のみ耐震補強工事が必要であるという結果が出たとのことでございます。その結果を受けて、病院内で検討されました結果、敷地内に仮設病棟の建設が不可能であることや、補強後の室内の利用が困難であるということから、改修工事は見送るといふ結論が出たと聞いております。

次に、4点目の駐車場の狭隘対策についてですが、病院の敷地内に63台、郵便局の向かい側に43台、マミー薬局の奥に30台、計136台分の駐車場を確保されております。現在のところ、一時的に満車になることはありますが、おおむね利用者の駐車は可能であります。また、小児科、泌尿器科を除く診療科において予約の診療を開始されたこともありまして、駐車場の狭隘対策の一つになっていると思われまます。

5点目の患者への対応についてのご質問ですが、野洲病院では改善委員会におきましてアンケートの実施や意見箱の設置、総合案内における対応、インフォメーションの充実、全職員の接遇の研修など、患者満足度の向上を目指しまして取り組んでいると聞いております。ご指摘のようなことがあったことを伝え、さらに患者をはじめ利用者の立場に立った対応をされるよう働きかけてまいります。

以上、5点の回答とさせていただきます。

副議長（長谷川龍一君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 6項目にわたって質問がございましたが、6点目についての今後の野洲病院の対応についてでございますが、それまでに、今、部長が説明を申し上げましたが、基準となる病床の増床をやっぱり何としても求めていきたい、こういう思いをいたしておりますが、滋賀県全体では病床がまだ余裕があるのですが、特に湖南地方においては大きな公設の病院がございますので、それが大きな病床の許可をおとりでございますので、その中での野洲病院の病床ということをお考えするとき、非常に難しい問題がある。

だから、18年度に第5次の医療法の改正がある、あるいは19年度に圏域の見直しがあるということを期待しながらなのですが、私は何としても療養型の病床群として、少なくとも50床はふやしたい。今現在199床、これは普通病棟なのですが、ふやしたい、こういう思いで県なり国へ、できれば、特区があるのかないのかは別とましても、特区でも受けて、やっぱり湖南地方における野洲病院の一つの位置付けをきちっとしていかないといけないだろう、こういう思いをいたしております。

それと、3点目で耐震補強について、今、部長からもお答えいたしました、非常に、言うなれば、耐震補強に多くのお金の要る建物でございますが、今、野洲病院の中核が全部その病棟に入っているのです。手術室、検査室、すべてが。だから、このような状況でいけるのかということを考えたときに、何としてもやっぱり補強工事をしないといけない。

そういうことで計算をしていただきますと、直接の工事費は6億3,000万ほどで済むのですが、これを耐震補強をしながら、患者に出てもらわないといけない。仮設病棟をつくらないといけない。あるいは仮設の手術室をつくらないといけない。何かしますとやっぱり17億ぐらいの金が要るわけなのです。

だから、そういうことを考えてやってまいりますと、やっぱりこの際という気持ちが病院の中にも出ていますので、この際、新しい場所を求めて、新しい病棟、あるいは病院の中核となる部門、近代的な手術室、あるいは器具をそろえて、住民の皆さんに安心してもらえる病院にしていけばという思いを病院も持っておりますし、我々も持っております。地域医療として今までこれだけの住民の皆さんの健康管理を一手に引き受けてきてくれた野洲病院でございますから、何ともしていきたい、こういう思いをしております。

そこで、暗に私の考えなのですが、地理的に交通の便も非常にいいところでございますので、あの病棟はあの病棟で残しながら、外来はあの場所で受けながら、あるいは小児科等の即対応のできる部門についてはあの場所で残しながら、補強工事をしなければならぬ病棟はこの際つぶして、その部門に係る分を新しい土地を求めて出ていったらどうか、こんな思いもいたしております。

これは私の私案ですが、野洲病院には評議員会も理事会もございますので、そこで検討いただくことなのですが、そうしてやっぱり新しい病棟を建設してはどうか。そして、残った2階、3階、4階の病室を療養型に充てていったらと。これは私の考えですが、それが一番合理的ではないか、こんなふうにも思いますので、この際やっぱり、ご質問のように市が何らかの面で支援をしながら新しい病院をつくってもらったらどうか、こんな

ふうにも思いますが、おおむね50億ぐらいの費用は必要ではないかなと、こんなふうに思いますが、これから福祉・保健・医療の3つはネットワークをうまくとりながら住民の健康管理、特に少子化問題、あるいは高齢者に対する支援の問題等々を含めましたら、何としても野洲病院の充実は避けて通れる問題ではない、こんなふうに理解いたしておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

副議長（長谷川龍一君） 山本勇作君。

27番（山本勇作君） ありがとうございます。

ただいま、市長の方からは6点目についてはそういう、私案でございましたけれども、いろいろいただきまして、ありがとうございました。そのような思いで私はこれからやっていただきたいということでございますので、よろしく願いしたいと思います。

そこで、部長の方に質問いたしますが、1点目につきましても2点目につきましてもそれぞれ、特に病床につきましても非常に難しいという考え方でございますが、現在、大型枠という病院はどこの病院がそれだけの枠をとっておられるのかなということがわかれば、教えていただきたい。

また、現在、私がこれも訴えておりますのは、1点、2点目のいわゆる療養病床につきまして、やはりぎおうの里にも施設をつくっていただいておりますが、3カ月したら追い出されていく、このシステムに対する対応が今求められているのです、我々は。ところが、国の方は自宅療養にしよう、しようとしている施策でありますので、これはやっぱり逆である。少なくとも療養病棟をふやしていただく。今、市長がおっしゃったように、野洲病院が199床ある一般病床を、50床を療養病床にしたら、その分減りますけれども、そういうような考え方がやはり枠をくれないとできない、こういうことになるのですかな。それのご答弁では、来年度から県の方がそれに入っていくということですので、その点はひとつ頑張りたいということでございます。

ただ、これだけ申し上げますのは、市長の方で野洲市におきましてもいろんな施設を建ててもらっておっても、これでも追い付かないという現状であるということだけはご理解していただいて、担当部においてひとつ具申をしていただきたいということをお願いしておきます。

もう一遍、この駐車場の件でございますけれども、非常に各所にわたって駐車場がございますので、こういう維持管理費も非常にたくさん要していると思いますので、こういう

ようなことも、病院の経営として黒字になっておるものの、やはりこの分についての改正というものは指導していただきたいと思っていますので、なかなか場所がないので、難しゅうございますけれども、患者の声がございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、5点目でございますが、さまざまなことを申し上げましたが、中でも患者さんからいろいろと、市長の方にもこういうような質問書が出ているのです。内容的には、野洲病院の資金繰りがどうなっているなどという話もございまして、あるいはまた特定医療法人の施設の促進整備事業補助金はどれだけあるというような話が出ているのですが、これはこれとして、今回このことを私はこの場で、こういう人たちのお声がございまして、こういうことを申し上げておけば、これでご理解願えると思うのですが、ただ、大事なことは、そういうような患者が病院に対して、不親切だなどというようなことが出てこないようにしていただきたいというのがございまして、これはいろいろ「市長への手紙」にも上がっていると思いますので、内容についてはここで申し上げませんが、そういったことも十分ごしん酌いただいて野洲病院に伝えていただきたいという思いでございます。

今現在、予約診療をしてもらっておりますので、非常にありがたい面があるのですが、こういうようなことが逆に時間的にいっても、できないということもございまして、そういう予約診療というものがどうなるかということもやはり、難しい言葉で言えばオーダーリングシステムと言うのですが、処方せんと患者のというようなことを言われていますが、こういうようなことがどうされるのかということもございまして、教えていただきたいということでご指導を願いたい。

もう一点、また、その患者さんの中から、非常に医療というものの患者と医者との関係の個人的な問題もございまして、やはり野洲市に医療を考える会をつくらうじゃないかという声も出ていますので、これは決しておかしな団体じゃなくて、そういうものをつくって高齢者の声を議会に届けていただきたいというようなことも言われておりますので、今、私が野洲病院のあり方と申しているいろいろ申し上げておりますけれども、そういう内部的な事柄がたくさんございまして、今現状だけ見ましても、日曜日になりましても、現在、内科と小児科を診療してもらっていますので、非常にありがたい面もありますし、そういうようなことの情報を市民に知らせていただくのが肝要だと思うのです。

そういうようなことがございまして、ただいま申し上げました、特に3カ月したら追い出すというような考え方がないようにしてもらうためには、大枠をとった病院からそれだ

けのものをもらえるか、もらえないかは知りませんが、そういうときのひとつ決意というもの、思いというものがございましたら、部長の方からひとつお答え願いたいと思います。よろしくお願いします。

副議長（長谷川龍一君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 山本議員の再度の質問でございますが、今回、湖南の圏域の中で大型でベッド数を確保したのは、草津市内の病院が建て替えをやりまして、そこが200床とったということを聞いております。

それから、今回これからの病床の確保についての私どもの方の対応ということでございますが、先ほどから市長がその必要性を申し上げましたように、私どもの方も現在いろいろ市民の方の相談を受けておりまして、特に山本議員のご質問の中で、長期の方が非常にやはり、急性期が終わりまして長期になると次の医療機関ということになりますと、その医療機関を探すのに大変苦労しているという状況で、この長期の医療機関を利用しているのは現在、私どもで把握しているのは約90人近くでございます。その中でこの湖南圏域をご利用している方が30%ぐらいで、他は湖南圏域を離れ、県内、あるいは遠くは県外をご利用しているというふうな、非常に市民にとっては大変な療養の生活ということを私どもも伺っております。

そこで、先ほど申し上げましたように、これは医療圏域あるいはベッド数は県の計画の中で当然議論をされますし、こちらの方の県に対する計画を出しますときに、市としてもやはりこの計画の立案のところで意見を申し述べることは当然できますので、またその点は市長と十分相談をいたしまして、市民のための本当に安心した医療の確保というところで努めたいと思っております。

以上、回答といたします。

副議長（長谷川龍一君） 山本勇作君。

27番（山本勇作君） いろいろありがとうございました。いずれにいたしましても、野洲病院の抱える問題につきましてはやはり財政の問題が絡んでおりますので、これにつきましても、当野洲市からも出向として行ってもらっている部長がおられるのですが、こういうふうな方にも野洲病院のあり方というものを検討してもらっているわけでございますので、ひとつまた、今、市長の答弁がありました内容、あるいはまた部長の答弁された内容をすり合わせていただいて、これからの野洲病院をどうするか、そしてまた地域に安心して安全である医療施設にしていきたいということを特にお願い申し上げまして、

私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

副議長（長谷川龍一君） 暫時休憩いたします。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時45分 再開）

副議長（長谷川龍一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第14号、第29番 野並享子君。

29番（野並享子君） 大きく2点にわたって質問いたします。

第1点目、介護について質問いたします。

誰もが老後は安心して暮らしたいと願っています。しかし、介護保険が改悪され、今年10月から、入所施設の食事代、居室代が保険から外され、全額自己負担になります。第4段階（住民税が課税されている人）で食費4万2,000円、居室費4人部屋で1万円、1割負担2万9,000円、合計8万1,000円となります。あやめの里なら5万円の居室費となりまして、12万1,000円になります。世帯全員非課税で年金が80万円以下の人でも、あやめの里なら4万2,000円となります。80万円以上なら8万5,000円となります。多くの点で本当に矛盾をはらんでいると思います。施設入所で年金額を超えるケースがあることが明らかになっています。また、居宅費を払うことによって自宅の家賃と施設と二重取りということになってしまいます。この点についての見解を求めます。

施設利用のハードルを高くして、施設志向の是正を掲げていますが、重度の障害の高齢者が自宅で暮らし続ける条件整備はされておらず、重度の低所得者の行き場を奪うのではないのでしょうか。この点の見解を求めます。

介護保険制度は、保険料、利用料、公費と組み合わせた社会保障制度としてスタートしました。しかし、保険料、利用料の高騰が続くという現状では、社会保険制度と言えない状況になっています。施設入所だけでなくショートステイの短期入所やデイサービスの食費も保険対象外になります。保険料は年金から引かれ、強制的に納めさせられています。これまでのサービスを断念せざるを得ない状況は低所得者に起こるのではないのでしょうか。この点をどのように考えておられるのか、見解を求めます。

2点目、子どもの健全発達をサポートする児童館について質問いたします。

幼稚園にも保育園にも行っていない未就園児の親子は、遊び場を求めてうろうろしてい

ます。ららぼーとやアルブラに、あるいは近隣の児童館に車を走らせ、子どもの遊び場を求め、移動しています。北野子どもセンターができて少しは解消できましたが、3歳以上の幼児は断られます。3歳未満でも、何かの行事は定員があり、抽選となっています。とても全市の幼児をカバーできる状況ではありません。

また、小学生で学童保育に行っていない子どもはうろうろしています。塾とおけいことららぼーとやアルブラに、それか、自宅でゲームをしています。何かのスポーツ少年団に入っていればいいのですが、スポーツが嫌いな子は群れて遊べる場所がありません。

また、中学・高校生が集まれる場所、バンドや、またスケボーなどをするところもあります。

18歳未満は、児童福祉法により、児童です。野洲市に児童館がありますが、自由に遊べる場所となっていません。16年度決算の実績報告書で「あらゆる差別をなくし、人権を大切にすることを基本に」ということになっておりまして、特別な児童館となっています。栗東市や守山市の児童館は、他市の子どもも含め、全児童に開かれた児童館です。また、東京都の町田市では、市が運営する児童館と子どもセンターがあり、「屋根のある公園」と言われ、学校や学年に関係なく遊び、仲間ができる場所となっています。野洲市でも自由に遊べる「屋根のある公園」が求められています。子どもたちの健全な遊びをサポートし、一人ひとりの個性と発達を保障することのできる児童館が求められています。見解を求めます。

副議長（長谷川龍一君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） まず、野並議員の介護についての3点のご質問にお答えいたします。

1点目の自宅と施設の二重取りについての見解についてですが、ご質問の施設利用者に対する住居費と食費の負担に係る施設給付の見直しについては、ご存知のように、今回の国における介護保険制度改正の中で行われた見直しでございます。

本改正は、高齢者の保険料の高騰を抑え、本制度を将来にわたって持続可能な制度の実現に向け、給付の効率化・重点化、負担の公平性という観点から、主に介護保険施設等における居住費及び食費を在宅サービス利用者と同様に保険給付の対象外とするものでありますが、保険者といたしましても、かねてより高齢者の保険料の急激な高騰を懸念しておりまして、改正の趣旨である、将来にわたって安定した制度運営を図るためにも必要な改正であると考えております。

また、ご質問の自宅の家庭と施設の二重の負担という点ですが、例えば借家で独居老人の場合、特別養護老人ホームを利用した場合、住まいは老人ホームになりますので、借家は必要なくなり、二重の負担はないと考えます。ただし、老人保健施設や介護療養型病床を中期利用する場合や短期入所を利用の場合、本人にとっては住居費は負担増になりますが、サービスを利用するという点においてやむを得ないものと考えます。

次に、2点目と3点目の施設利用のハードルを高くすることによる施設から在宅へのシフトに対して低所得者への配慮がなされていないのではないかとご質問ですが、今回の改正では、施設サービス利用者だけでなく、在宅サービス利用者に対しても負担緩和が図られているところであります。

具体的には、高額介護サービス費については、利用者の負担段階を1段階設けまして、さらに低所得者である者の高額介護サービス費の利用者負担限度額を現在1カ月当たり2万4,600円から1万5,000円に引き下げると共に、社会福祉法人による利用者負担軽減制度の対象者の要件を緩和するなど、在宅サービスの利用についても低所得者に対して一定の配慮がなされたものとなっております。

また、本市におきましても訪問看護利用者あるいは訪問介護利用者に対しまして、独自の低所得者施策を実施しているところであり、在宅サービスを利用しやすい環境づくりに努めておりますので、どうぞご理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2点目の子どもの健全発達をサポートする児童館についてのご質問にお答えいたします。

子どもの健全発達をサポートする施設といたしまして、児童館以外に野洲子育て支援センターがあります。野洲子育て支援センターは、育児相談をはじめ、親子の遊び場の提供を行い、誰でも安心して子育てできる子育て支援の拠点として昨年開設し、昨年度の利用者数は5,852人です。

また、ご質問の児童館につきましては、近年、少子化、核家族化の進展により、遊び仲間がいない、遊び場がない、遊び方がわからないといった事態が進行する中、地域の子どもたちが健やかに育つ環境づくりの一つとして、年齢や学年を超えた集団を形成し、遊び方に工夫を行うなど、児童自ら主体的に生き生きとたくましく生きる力を育てるための施設として、市内に児童館2カ所を整備しております。野洲児童館では昨年度5,281人、中主児童館では3,142人の利用であります。

また、各地域では民生児童委員を中心とした子育て支援活動や自治会が中心となった子

育てサークル活動を展開しており、徐々ではありますが、市民が身近な地域の中で支え合い、ふれあうことを大切に主体的に活動をされております。市といたしましても、このような活動に期待をしておりますし、今後も支援をしまいたいと考えております。

児童館の整備計画は現段階ではありませんが、今後は自治会館やコミュニティセンターなど、歩いていける場所で、気兼ねなく親子が集まって相談や交流ができる場所の確保や体制につきましても、関係部署と協議をしまいたいと考えております。

また、幼稚園、保育園や、福祉センター、健康センターの活用や民間の高齢者福祉施設等の協力を求めまして、子育て交流、育児グループの支援や、乳幼児と高齢者などさまざまな世代と交流し、ふれあうことができるよう、活動の場の確保に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

副議長（長谷川龍一君） 野並享子君。

29番（野並享子君） 今、介護について答弁をいただきました点に関しまして、安定的な運営のためにはこれは必要だったということで、独居の場合は、施設に入ってしまったら、その借家は契約がなくなるから、二重取りにはならない、短期の場合は施設利用はやむを得ないというふうな答弁でしたね、1点目。

これは、これまでの高齢者福祉の考え方の中にこういうふうな考え方はありませんでした。体の不自由なところで、自宅では介護することができないというような状況で、施設に入らざるを得ないという、一人の人間としてそういう事態になったときにフォローする施設としての考え方ですので、この市営住宅の家賃でさえも、非課税世帯のこういう方々は2万円そこそこの家賃で入所できる、それが4万円からの居住費になるというこの部分自身が私は、安定的な運営のために必要だった、やむを得ないというような、そんな金額ではないと思うのです。居住費を払う、居宅費を払うというこの観点自身がやはり合致しない。そういう点に対してどう思われるのでしょうか。部長は国が説明をされたそれをそのまま棒読みされているだけと違いますか。

実態と感ずる部分に関してこれだけの差を付けるというのは、本当に低所得者の方々にとっては、年金の満額でもらわれている方は月に6万6,000円なのです。ぎおうの里が一番新しいところですね。あそこの方、6万6,000円という年額の方々にとっては居住費、居宅費が5万円なのです。食費が2万円。1割負担を2万5,000円して、9万5,000円になるのです。1カ月ですよ。6万6,000円しか年金をもらっていない方が9万5,000円払わないとならないのです。

今、国民年金の平均受給は大体4万6,000円だと言われているのです。今言われた、軽減をしているなどということをおっしゃいますけれども、もらっている年金でとてもカバーし切れないというような状況になっています。これはやはり問題があるのではないのでしょうか。そういう点で私はこの部分の見解をもう一度お尋ねしたいと思います。

そういう意味において、低所得者の方々がサービスを我慢する。今までもケアマネの方に、月1万円以内の介護サービスだったらどれだけできるのかという、自己負担1万円どれだけできるのかという、そういうようなことを言われていたのが、最近は1万円じゃなくて数千円、もう金額なのです。このサービスはこれだけ目いっぱいとれますよと言われても、いや、もう金額で、これだけの範囲内で何ができるかというような、要介護1で1カ月1万7,000円が利用者の負担限度額ですよ。負担限度額いっぱいとおられないのです。国の調査でも利用率は4割にとどまっているということになっているのですが、野洲市ではいったいどのぐらいの割合なのでしょう。第5段階までありますが、大体皆さん限度額のどの程度の割合までになっているのでしょうか。結局はやはり低所得者が利用したくてもできないというような状況になっているのではないのでしょうか。

1つ在宅サービスをふやしているというところが、東京の武蔵野市で訪問介護、通所介護、通所リハビリ、これを一律1割負担じゃなくて3%の負担にされているのです。軽減をされているのです。そうしたことで、利用率が全国平均の10%アップしているのです。

だから、そういう意味において、やはり所得が多くても少なくともとにかく1割負担というようなところで、低所得者が除外されていっているという現実があるのではないかと思うのですが、そういう実態をつかんでおられるのかどうか、お尋ねいたします。

この介護の関係にいたしましては、昔はこの介護保険が導入される前は、国は50%、半分、費用に対してお金を持っていたのです。それが、今それぞれの負担割合が決まっていますので、高齢者の保険料17%、若年33%、公費、国、都道府県、それで50%という形で負担割合が決められている関係で、どんどん利用すれば保険料にはね返るという状況になっているのですが、これはやはり導入前の国が出していた50%まで戻していくということを行行政としても求めていかないといけないのと違うかなと思うのです。それと、保険料にしても利用料にしても、応能負担にしていく、これが必要ではないのでしょうか。保育料にしても、いろんな障害者の部分にしても大体所得比率でいっていますね。所得比率で保育料も基準額が出ておりますから、一律的な1割負担というふうな形ではない、そういう状況だと思うのです。だから、やはりこの介護保険の利用料も応能負担にしていく

べきだと考えるのですが、一番末端の行政に携わっておられるところの見解を求めたいと思います。

次に、子どもの健全発達をサポートする児童館について再質問を行います。

今おっしゃいました、野洲には2つの児童館があるということで、野洲で5,281人、中主で3,142人とおっしゃいましたが、これは延べ人数ですね。延べ人数ではなくて実際の実数、何人の子どもが行っているのでしょうか。実数でお尋ねしたいと思うのです。

と申しますのも、野洲の児童館、実績報告書でも児童館の費用があるのですが、児童館の運営費として66万2,360円。たったこれだけなのです、野洲の児童館の運営費が。

「あらゆる差別をなくし、人権を大切にすることを基本に」でしょう。友達とのふれあい、地域交流を日常的に行える活動を実施したということで、全市の子どもを対象にしている児童館でないというような現状ですよ、規定そのものが。

本来もっと児童館には児童厚生員としての指導員やいろんな方がいなければならないのに、聞いてみますと、1.5人しかいないという状況で、これで果たして野洲市が5万の市として、児童館がありますと言って市民にそんな大きな顔ができる施設となっているのでしょうか。

幼児の部屋も見ましたが、そんな、子ども、幼児が12、3人、親と一緒に行ったら20何人、多分芋の子を洗うような状況になりますよ、あのぐらいの部屋でしたら。しかも、隣の同じ部屋に小学生が帰ってきて勉強する机がおいてあるのです。全然違うのです。児童館というのは勉強をするところと違うのです。子どもが健全に遊ぶ場所なのです。結局あそこは児童館という形で乳幼児の部屋となっているけれども、自主活動学級のふたば学級が活動できるような、そういう部屋になっているわけですよ。これは本当に児童館として幼児が遊べるというような場所だと思われませんか。ホールにしても遊具にしても、そういう状況を思いますけれども。

守山、栗東などの状況を見てみますと、やはり守山市は4カ所、栗東市は全学区という形で、それぞれの市の思いは違うと思うのですが、守山市は、1カ所を見てみましたが、幼児の部屋にしてもすごく大きいです。図書室と一緒にあわせて遊べるだけの本当に広いスペースがありますし、はいはいする子の、乳児はまた別の部屋があるのです。だから、乳児と幼児と、そして歩いて走って回れる3歳未満の子どもたち、そういう3つに分かれて、お母さんたちが子どもを抱っこしてどんどんどん午前中に来られるというような、そういう本当に人が集まる場所になっています。

この間、総合センターの児童館、午前中に何人の人が来られましたかという、4人ですよ。小さい子どもを連れてお母さんが4人来られました。とてもじゃないけれども、本当に全市に開かれたような状況ではないと思います。今後の児童館としてのあり方をどう考えておられるのか、今現在の。というのを1点お尋ねいたします。

今言われた子育てサークル活動が地域で行われているとおっしゃいました。確かに三上の近江富士団地で、元幼稚園の場所でされておられます。お年寄りが子どもたちをということで、ボランティアでされているのです。しかし、三上以外の子どもを連れていったら、ここは三上学区の子でないといけないと断られたのです。それが、おっしゃった、地域で子育てサークルをされているという、そういう状況ですよ。全部のところにその旧幼稚園みたいなところがあるわけではないでしょう。三上はたまたまあれだけの広い幼稚園があいているから、そこを使っておられるのですけれども、しかし、それも全市に開放されているような状況ではないですよ。

歩いて行けるところでということをおっしゃいますよね。そうしたら、歩いて行けるところで本当にどれだけの部分があるのでしょうか。未就園児のゼロから3歳の子どもですね。幼稚園は3歳からですからね。北野も祇王も来年4月から、3歳から行けますから。けれども、ゼロ、1、2の子どもはないのです、児童館しか。

今、子ども支援センターも結局人数が制限されますから、そんな続々と来られるような、何か催しのときには20人などの定員になっていますから、とても全市を対象にできるようなものではありません。夏休みなんかは幼稚園はお休みですから、上の子も一緒に連れていったら、北野子ども支援センターでは断られますから。ここは小さい子がいるから、そんな走り回る大きい子はいけないと言って帰されますから。そうすると、小さい子も連れて帰らないとならないのです。兄弟で行くから。上の子だけ家に置いておいて、小さい子だけを子どもセンターに連れていくことはできないでしょう。ゼロ、1、2の子も含めて、上の3、4、5の子も含めて行くのですから。兄弟ですから。でも、上のお兄ちゃん、お姉ちゃんがいたら、帰ってくれと言われるのです。置いておけないでしょう、小さい子だけ。なら、子ども、兄弟を全部連れて帰らないといけない。行くところがないのです。

夏休みの幼稚園の開放も三上やら篠原でされていますが、園庭開放だけですよね。もっとプレールームも図書室もそこら辺を全部開放してもらわないと。そういう部分まで考えておられるのでしょうか。夏休み、幼稚園、全面開放。教育委員会、これを答えて下さい。それだったら、歩いて行けるところで遊ぶ場所があると思うのです。園庭だけの開放や、

そんなのだけじゃ全然だめです。屋根のある公園が求められているのですから。その部分の答弁をお願いいたします。

それと、児童館というのは児童福祉法で18歳未満ですね。今言ったのは乳幼児と大体小学生です。中学生、高校生の部分に関して、私が先ほど言いました町田市ではそういう児童館と、その隣に子どもセンターというのが建設されていまして、市が建設・運営されているのですが、利用者はゼロ歳から18歳、スタッフは7人とボランティアの人、シルバー人材センターの人とアルバイトの大学生が運営されている。これは1999年に開館されているのですが、そういう中で当然生バンドの練習ができるような、そういう防音室の部屋もありますし、夜9時まで開館されているということで、中学生や高校生が学校や学年の違いを超えて遊ぶことができる。相談にも乗ってもらえるということで、本当に子どもたちのオアシスになっているのです。

こういう健全な発達、遊びを保障できる場所をつくってやらないといけないのと違うのでしょうか。ゲームセンターに行くとか、あそこに行くな、ここに行くなと言うのではなくて、ここにおいでよというような、子どもたちの健全発達を保障する、そういう場所をつくってやらないといけないのと違うのでしょうか。そこらあたりの見解を求めたいと思います。

副議長（長谷川龍一君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 野並議員の再度のご質問の中で、先に介護保険に関する再度の3点のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の居住費の問題でございますが、大変細やかにいろいろなケースを考えておられます。この点につきましては、大体の国の方向、今回、第1段階から第3段階を、特に2段階を2つに分けて2、3と決めたというふうなところで、第1段階の方は非常に利用負担というのは軽減されております。第2段階も当然軽減ですが、特に第3段階の方につきましてはそういう点では本当に、私もいろいろ試算はしてみましたけれども、ぎりぎりのところがあるということもございます。

この点につきましては、先ほど大きな今回の改正の大前提がございます。それぞれのケースに当てはめた場合にどういうふうになるかというのは、今回非常に早いテンポでこの制度を施行いたしましたので、私どもの方も個々の問題のところまではまだ十分対応がし切れておりませんが、この点については、実際に動き出したらどういうふうな形になるのか、施設と十分相談しながら、個別の問題についても柔軟に考えていきたいという

方向を今持っております。現実的にそれぞれの施設がどのくらいの居住費にするかというのはまだ決まっておきませんので、具体的にどれだけの金額かというのは今後になると思いますので、少しその点を待ってからというふうに思っております。

それから、第2点目の利用限度額でございますけれども、国の全体的なところでは40%ぐらいを動いておりますが、私どものところでは、これは利用限度額の約70%近くを動いているという状況でございます。

それから、3点目が保険料の応能負担の件ですけれども、現在、ご存知のように、所得別に各負担をお願いしているところでございますが、18年度には新たに、先ほど申し上げました現在の2段階を再度細分して、低所得に対する負担の軽減保険料をやるというふうな国の考えがございます。応能負担にしていくべきということは、市単独では現在のところは考えていないという状況です。

それから、児童館の再質問でございますが、利用者の実数ですけれども、これは大変申しわけございませんが、延べ人数しかっておりませんで、実数というところはお答えすることはできません。

それから、2点目の今後の児童館のあり方をどう考えていくかという点でございますけれども、確かに少子高齢化の中でこの児童館の役割というのは本当に今後、市民にとっても大変に大きな期待があるというところは十分理解をしております。そういう意味で、私どもの所轄の課とこの児童館のことについて今後も検討をしていきたいというふうに考えております。

それから、最後の中学生、高校生の健全育成というところでございますが、これは特に教育課の方の所轄になると思っておりますけれども、私どもの方も教育委員会と連携をとりながら、この点については一緒にいろいろな場面で取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

副議長（長谷川龍一君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 幼稚園関係の園庭につきましてですが、開放に関しまして、土・日は職員の方がなかなかおりませんので、積極的にどうぞ、どうぞというわけにはいきませんが、開放はしておりますし、夏休み、長期期間につきましては職員の方もおりますので、園庭、園舎の開放をしております。いわゆる幼稚園が地域の子育てセンターという働きもございますので、もちろん母子共に活用していただくことについては協力し

ていきたいと思っております。

副議長（長谷川龍一君） 野並享子君。

29番（野並享子君） 介護保険の問題につきまして、第1点目の、個別の問題は検討をするという状況ですが、自分のもっている年金よりもオーバーするという、そういう矛盾をはらんでいる居宅費、やはり行政もその点を、これは10月から見直しでもう実施されるのですね。ですから、その実施されるにおいて矛盾が噴出しますから、今それぞれの施設ですっと入居されている方に対して試算をされていて、どれだけ上がるかというのをされていますから、ショートステイの問題でも先日の文教厚生常任委員会で、利用料がどうなるのかということで表を出していただいたら、新第3段階の人で介護4の方で134%になる。80万円以下の人ですね。新第3段階の部分で204%になる。ショートステイですね。ショートステイが1日で2,357円になるという、そういう状況になっていますから、もし1カ月ショートステイに入所ということになったら7万円からの入所費になりますね。ですから、これは150万円以下の施設の法定減免があっても、これだけの負担になって、204%ですから、2倍になるのです。

ですから、こういうことが具体的にそれぞれの一人ひとりから出てくるので、そういうことに対してフォローするものを市としてつくっていかないと、これはもう払わなかったら出なければならないでしょう。そういうところで、問題は、それぞれの施設で一人ひとりの対応をされているので、それをどうされるのかというのを、検討内容をお答えいただきたいのです。

先ほど言いました、限度額を野洲の場合は70%利用しているということは、それは介護保険の内容が浸透しているということで、それはそれでいいと思うのですが、この限度額70%の部分で、結局ぎょうさんお金を持っておられる人が目いっぱい使っておられるという状況になっているのと違うかなという思いがするのです。そこらあたりは分析はできているのでしょうか。この7割の限度額でよかった、よかったとはちょっと言えないなと思って。内容的にわからないので。所得別がわかるのでしたら、所得別で何割という、限度額どれだけ使っておられるのかと。私がさっき言ったように、1万円に限度をしてくれ、それが数千円、だんだん下がってきているというのが、低所得者の人はそういう現状に今なっているのですから、これを明らかにしていただきたいと思います。

先ほど言いました、武蔵野市の一律3%にするという、在宅介護の部分で。こういう在宅介護を利用しやすくしていけば、施設入所というところにも歯どめもかかるとは思うの

です。在宅介護の軽減も図れると思うので、この部分の検討をぜひしていただきたいと思うのですが、見解の分がありませんでしたので、再度求めます。

介護保険につきましては、利用料や保険料は所得比例にするように、これは国にぜひ求めていただきたい。次の質問がありませんので、要望をここで言うておきます。

児童館につきましては、実数はわからないということをおっしゃいましたが、ぱっと見た状況といいましょうか、守山の児童館に続々と親子連れで来るという、そういう児童館と比べて、そうではないというような思いがするので、やはりもっときちっとした児童館として役割を果たせるように今後検討していきたいと思うのですが、どういうふうにあの児童館を検討されるのか。

利用されたお母さんたちが、児童館の入り口と事務所と2つの入り口があって、今、非常に危ない時代になってきている。事務所を歩いて人が入ってくるのではなくて、児童館の方の入り口からも人が入れるというようなことで、大人の目のないところで人が侵入して事件が起こるのではないかと。普通、児童館というのは大体入り口に事務所があって、大人の出入りが全部チェックできるような体制になっているのです。けれども、そうではないのですね。

ですから、そういう意味では、建物そのものもだし、とても幼児室があんな状況ではだめだし、いろんな意味においてあの児童館が本当に全市民に開かれた児童館にどうしていかれるのかなという思いがあるのです。行政としてそこらあたりを、私は中主の方の児童館を見ていないので、そこがどれだけどうなっているのかというのはわからないのですけれども、しかし、やはり今までの野洲の児童館のあり方は地域に限定した、同和地域の隣保館的な発想でずっと来ているのです。今はその法律もなくなって、児童福祉施設として全市民に開かれた施設にしていけないとならない。そういう発想に立っておられるのかどうかというのが1つありますけれども、そういうことを方向付けて本当に検討していただかないといけないと思うのです。ですから、その点、もう少し内容をお話しりたいと思います。

中高生の部分で、教育委員会と連携をとり、行うということをおっしゃいましたけれども、これは教育委員会としての答弁はありませんでしたね。青少年健全育成で、屋根のある公園として子どもたちが求めている、そういうことに対して教育委員会としての答弁を求めたいと思います。

夏休みの幼稚園の開放ですが、全面教室開放はされていないでしょう。限定でしょう。

どこかの、図書室だけなど、たしかそういうふうに聞きましたけれども。だから、ホールも含めてそういった開放ができているのかどうか。限定というふうに私はお母さんから聞いたのですけれども、今言われたのは全面開放しているみたいに聞こえたのですが、全面開放だったら、全市内の幼稚園で全面開放をしていただきたい。

土・日は職員がいないが、開放しているとおっしゃいますが、これはどういうふうな形で今開放されているのか。土・日って開放されていたのという思いがあるのですけれども、もう少しここははっきりとしていただきたい。お母さん方に幼稚園はこういうふうに開放されているということをお知らせもしなければとも思いますし、もう少しこの部分はきちっとしたご答弁をお願いします。

副議長（長谷川龍一君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 野並議員の再々度のご質問にお答えいたします。

まず、介護保険のご質問でございますが、1点目の一人ひとりの状況で今後いろいろな対応をとということで申し上げます。これは先ほど申し上げましたように、今回、法改正がされまして、非常に短期間の間で実施をするという大きな問題点がございます。そういう意味で、私どもの方も今、施設と連絡をとっている中で、先ほど申し上げましたように、施設そのものもまだどのぐらいの単価にするかわからないというふうな状況でございますので、こういう点についてはもう少し市の中の実態、状況を十分把握して今後私どもも検討していきたいというふうに思っておりますので、今の段階では十分な把握ができておりませんので、どういう方向性ということについては今後ということになります。

それから、2点目の70%の利用の中で所得別でございますが、これは申しわけございませんが、各段階別の利用率というのは現在、資料はつくっておりませんので、お答えすることができません。

それから、武蔵野市の在宅の一律3%というふうな事例をご紹介していただきましたが、第1回目の答弁でも申し上げましたように、私ども市独自として訪問看護、あるいは訪問介護の利用に対しての独自施策を持っておりますが、現在のところ、これ以外の施策を実施するというふうな計画はございません。

それから、児童館の今後の検討でございますが、まず、現在、野洲の児童館というのは、地区内の方がご利用されている方が約30%で、あとの70%は地区外の方にご利用いただいておりますので、この点については、この児童館は必ずしも地区内の児童館ということではなくて、全市の児童館として利用をしていただいているというふうに理解をし

ております。

今後の児童館の検討というのは大変物理的にも難しい面がございますけれども、内容的にどういう部分で本当に市民のための児童館になるかというのは、これはどの事業でもそうですけれども、引き続き現場の人たちとも話し合いをしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

副議長（長谷川龍一君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） ご質問にお答えいたします。

先に幼稚園の方でございますが、夏休みの各園の開放でございますが、議員のおっしゃるとおり、限定的な開放になっておりますが、土・日につきましては、園庭があいておりますときにはお使いいただいているという形で開放をしております。

また、青少年健全育成関係ではどうかというお尋ねでございましたが、生涯学習課が中心になりまして、自然体験活動やおもしろ科学教室など、課外の活動機会を設けているところでございます。参加も大変よかったように報告を聞いております。ちょっと実際の数字が手元にはございません。

それと、所管が変わりましたが、それぞれ地域にありますコミュニティセンターにつきましては、生涯学習課が所管してありましたときに、それぞれ地域の子ども育成に関わって計画などをしていただきまして、活動が定着してきたように思います。そのセンター中心で地域ぐるみの青少年健全育成にも協力いただいているところでございますので、ご報告させていただきます。

副議長（長谷川龍一君） 次に、通告第15号、第14番 小島 進君。

14番（小島 進君） 14番、小島進です。旧第二びわこ学園跡地について一般質問させていただきます。

昭和41年に野洲町南櫻に開設された施設も築後38年が経過し、施設全般に老朽化が著しく、去年ですが、野洲町北櫻、三上山を背景にした県立近江富士花緑公園に隣接する恵まれた自然環境の土地に平成16年3月に移転、業務開始されました。第二びわこ学園はほほえみの里びわこ学園というふうに名前が変わったと思いますが、施設も開園後1年半を迎えております。

そこで、お伺いいたします。旧跡地ですけれども、現状は約30反、3万平米の土地、名神を挟んで山手側と西側に分かれております。山手側にはまだ24坪ぐらいのプレハブ

が1棟建ってまして、中には遊具、また資材をちょっと置いております。そういう現状の中、今後その跡地の利用目的及び管理体制はどうなっているか。

また、野洲市への土地返還予定期日はいつか。

大きく分けて、以上、ご回答を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

副議長（長谷川龍一君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 小島議員さんの第二びわこ学園の跡地の問題なのですが、あれは、小島議員もご理解いただいておりますとおり、旧野洲町が無償で第二びわこ学園に提供したと。その無償の裏には、南櫻地区が無償で提供された、こういうことでございまして、現在はそれを野洲市が引き継いでいるのですが、そもそも新しく移転をしていただくときに南櫻地区にご了解を得たときに、後の土地利用については南櫻の皆さんの意向を踏まえて跡地を利用したい、こういうことで移転についての了解を得ました。

そのときに、当時は野洲町ですが、野洲町が福祉施設として利用するのなら、南櫻地域に返せとは言わない、野洲町が自由にお使いになって結構ですと。こういう確約をいただいておりますので、それは新市に引き継いでおりますので、何らかの形で南櫻地域の皆さんのご意向に沿うような施設をつくっていききたい、これが考え方でございます。

しかし、今、所有権は第二びわこ学園の法人になっておりまして、新しいところは野洲市が無償で貸している、こういうことなのですが、実は余りにも差し出てはいけないことなのですが、今までの運営資金その他で金融機関の抵当に入っておりますので、その土地を交換して新しく新しい土地にそれなりの債務を保証できるものをつくっていかないと、あそこが外れない、こういうことになりますので、その時期は今確たる返事はできませんが、早急にそういう手続をとっていただいて、それが野洲市の名義にかえられるときに皆さんに相談しながら、何がいいのか、あるいは南櫻の皆さんの意向を踏まえて跡地利用を計画していきたい、こういう思いをいたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

副議長（長谷川龍一君） 小島 進君。

14番（小島 進君） 再質問させていただきます。

今、市長の方から説明をいただきました。去年の3月でしたか、鈴木議員の一般質問の中で、もう今にもかえるような返事をされたと思います。その時点ではびわこ学園が土地の抵当権に入っているなど、そんな話は何もなかったと思います。その後何も話がないし、どうなっているのかと。

それにつきましてまたその後なのですけれども、この新しい土地にびわこ学園が移られて、確かに施設も大きくなりました。来園される方も多いです。そこで駐車場が少ない。せっかくした駐車場をまたすき取って、その残土をその跡地へ運ばれまして、一応そこで管理するというので向こうへ運搬されております。その残土の運搬も、ただたらっと上げたまま。そのまま土地変換となれば、大変なことになると思います。やっぱり1年半も経つと、草もぼうぼうに生えてくるし、木も大きくなってくる。その管理はやっぱりびわこ学園がされるのですか。それをもう一度確認させていただきたいと思います。

それと、名神を挟んで山手側と西側にあるのですけれども、山手側の方には、敷地の周囲にはトラロープで囲いはされておられます。そのトラロープももう切れているところが2、3カ所。タイヤが1個、ごみも捨てておられます。ただ、本当に死角な場所なのです、あそこは。一遍捨てられたら、もう次から次へと誰が入ってくるかわかりません。こういう体制をはっきりしておかないと、抵当権が外れるまで野洲市に返らないと、また学園が管理してくれるのか、草刈りもされるのか。時間がかかれば、やっぱりきちんと整地して、山に戻すなら植樹してきちんとされるなど、いろんなことを考えていただきたいと思います。ですが、その管理状況について再度質問させていただきます。よろしく申し上げます。

副議長（長谷川龍一君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 第二びわこ学園の跡地の管理状況でございますが、現在このびわこ学園の基本財産としておりますので、ごみの散乱あるいは不法投棄がされないように、びわこ学園としては定期的なパトロールを実施しているという状況でございます。この点が、私も実際この跡地は見て回っておりますけれども、小島議員がおっしゃるように、大変草も生えているという状況でございます。この点につきましてはもう一度、どういう管理をやっていくべきかということをお十分にびわこ学園とも協議をしたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

副議長（長谷川龍一君） 小島 進君。

14番（小島 進君） 今、部長の方から説明をいただきまして、それでわかりましたけれども、この新しいところから運ばれた残土、この件も念は押していただきたいと思います。ただ野洲市へ返還で、あのままで返還されては、仮置きとなれば、やっぱりきちんと大きな場所があるのだから、そこへ盛って山積みするものだと思いますけれども、ただダンプで運んで低いところへだらだら流して、それでももう波打っていますね、土は。そん

なところ、草刈りもできないと思います。学園は刈らないからわからないと思いますが、仮置きというのはやっぱりきちっと置くようにするのが仮置きになると思います。

その仮置きされた後に野洲の国県対策の方から、家棟川の砂を置かせてくれという話もありました。この話を聞いたときに、土地も野洲市に返るのだなど。この話は途中で消えました。消えたのも、一遍運ばせてくれという話を聞いたにもかかわらず、運ばないという返事は何も聞いておりません。うちの自治会長も聞いておりません。やっぱりそういう連絡は今後もきちっと守っていただきたいと。

以上、よろしく願いいたします。学園の方には念を入れておいて下さい。終わります。

副議長（長谷川龍一君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 49 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

副議長（長谷川龍一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第 16 号、第 30 番 小菅六雄君。

30 番（小菅六雄君） それでは、一般質問を行います。

質問を行うにあたり、市長に一言申し上げます。

去る 11 日投票の衆議院選挙は、国民の暮らしと平和、国の進路にとって大変大事な選挙でありました。しかし、結果は自民党の安定多数というものになっています。このことは、小泉首相が郵政民営化一本やりで、改革を進めると叫ぶだけで、今、国民の求める憲法 9 条改悪の問題、また増税の推進、医療・年金など社会保障の改悪など、これらの争点を避けたことにあります。このことは早晩、国民との矛盾は避けられないものと考えてるものでありまして、私ども日本共産党は平和と暮らしを守る政治の実現へ奮闘することを表明します。市長におかれても、これを踏まえ市政の推進に当たられることを求めます。

もう一点であります。昨日、新幹線栗東新駅の負担の問題に関して、市長はあくまで市民の立場で推進、あるいは負担を行うと表明されましたが、しかし、市長自身もご承知のようです。大多数の県民・市民は費用負担に疑問を感じております。すなわち、市長の意思と市民の意思は明確にずれがあります。このことは、市長が市民の目線で市政を進めているという言葉とは相反しています。よって、市政の最高責任者としての市長は、反省すべき点は真摯に反省され、市民の目線で市政を推進されることをはじめに求めておきます。

それでは、一般質問を行います。

まずはじめに、上下水道料金の改定問題についてであります。

合併に伴う水道料金、下水道料金については、平成18年度より料金を統一することが合併協議で決まっています。この決定に沿ってこの間、水道運営委員会や、また下水道運営委員会で協議もされてきています。これらの経過を踏まえて質問を行います。

まず、水道料金の問題ですが、以前の定例会の一般質問でも質問しましたが、旧2町間には料金において大きな格差があります。合併協議会が出したシミュレーションでは、統一の場合、旧中主町の料金を大幅に値上げすることを示唆していました。

しかし、これはおかしいものでありまして、私自身も合併前の町議会や、また合併後の市議会でも「合併で、サービスは高い方に、負担は低い方に」の原則、説明とは反する。値上げをやめることや、また、合併に伴う国の激変緩和補助金を水道会計に投入すること、南部用水受水費の単価引き下げ、これらを踏まえ、経営努力を行うよう求めてまいりました。

このような状況の中で、この間、市当局は検討し、水道運営委員会などで提案・議論されて、平成18年度からの料金は、例えば一般家庭13ミリ管で見ますと、基本的に旧中主町で据え置き、旧野洲町では引き下げという内容になっています。

今回の改定は、もともと2町の料金体系が違つ中で料金を統一することはどうしても一部に矛盾も出てきます。一般家庭で旧中主町の値上げをやめ、据え置きされたことについては、これまでの町民の要求、また議会での主張を受けられたものとして、必ずしもベストではありませんが、ベターとして一応評価するものであります。

そこで、質問を行います。この間、行政当局、また水道運営委員会等で今回、市としての改定案を一応了としていますが、今後、市議会に提案されるについてこの改定案を市長は尊重して提案されるのか、最終判断をお聞きいたします。

次に、下水道料金の改定についてであります。

この下水道料金についても、合併協議では18年度に料金を統一するというものであります。ところが、下水道運営委員会等で出された資料、改定案を見ますと、健全な下水道運営ということで、料金を10%値上げするという内容でした。

しかし、下水道料金は旧2町間ではほぼ同一料金でありまして、同時に、合併協議では18年度から料金を統一ということが決められていたのであって、この調整案でいくと、2町がほぼ同一利用金であったため、値上げはないという考えを持つ市民が多数だと思ひます。にもかかわらず、いざ蓋を開ければ10%の値上げ案は、この合併協議の調整

方針からも反していると考えます。このことについて、今後5年間の経営計画から、値上げはやむを得ないとされていますが、そのようなことは合併協議でも報告・協議はされていないと思います。

よって、先の水道料金の問題でも言いましたが、「負担は低い方に、サービスは高い方に」の約束にも反しますし、同時に、経営努力や合併補助金の投入などを行い、値上げは避けるべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

次に、分庁舎の問題についてお聞きいたします。

この問題も以前の一般質問で行いましたが、合併によるサービスの後退を避け、市民サービスの存続・充実を求めるものであります。以前にも言いましたように、合併に伴い、旧中主町役場が新市の分庁舎となり、教育委員会や環境経済部などが所管しております。それはそれで結構なのですが、市民の多くが最も利用する福祉・医療に関わる健康福祉部が本庁舎であるため、多くの部分で旧中主町において不便を実感しております。

以前にも言いましたように、福祉・医療の関係で分庁舎に相談・申請に行けば、ここでは対応できないから、本庁舎に行くようにと言われた例が多々あります。市民からは、これでは何のための合併かという批判が今なお出ております。このことについて、以前の一般質問の答弁で「市民窓口、分庁舎の出納権限を強化する」などとも答弁されましたが、しかし、その後においてもその効果なるものが見えてきません。

そこで、どのような効果・対策をとられてきたのか。

2点目には、権限強化と言うならば、福祉・医療に関わる相談・申請等に対応できるように、健康福祉部関係の出先も含めた対応を分庁舎にすることが必要だと思いますが、見解を求めます。

最後に、イオンの借地契約について質問いたします。

旧中主町から大きな問題として懸案事項になっていました工場団地へのイオン進出で、市長は去る1日、同社と借地に関する覚書を締結されました。この問題は、工場団地の企業誘致に失敗し、これを真剣な反省もなしに安易に大型商業施設の誘致に乗り出したものであります。そこにはまちの将来、市民及び商業者の対策も納得できる策もとられないまま締結となっています。

そこで、お聞きしますが、この間議論されてきましたまちの将来、地元商業対策や住環境、青少年問題など、どのような対策をとられて今回締結となったのか。

また、現時点で今なお懸案事項、課題があるのかをお聞きいたします。これは市有地で

あるだけに、市当局は市民に納得できる説明責任があるもので、明確な答弁を求めます。

以上、一般質問といたします。

副議長（長谷川龍一君） 環境経済部総括マネージャー。

環境経済部総括マネージャー（佐橋市衛君） それでは、1点目の上下水道料金の改定についてお答えいたします。

最初に、上水道料金につきましては、上水道運営委員会におきまして審議を賜り、改定案について7月22日開催の委員会で全員賛成で承認いただいたところです。この料金改定案について平成18年度より施行すべく、次期市議会本会議に提案しようとするものであります。

続きまして、2件目の下水道料金の改定でございますが、下水道事業は都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共水域の水質の保全を図ることを目的に、本市におきましても昭和50年度から事業を実施し、平成16年度末には公共下水道、農業集落排水事業を合わせまして普及率が99.1%、水洗化率では96.8%となり、残す未整備地域もあとわずかな状況となりました。

しかし、着手時から30年程度の経年による老朽管や開発等による帰属施設の損傷も管網調査により発見されております。このことから、築造の時代から更新並びに適正な維持修繕の時代へと返還してきております。

また、2町合併協議会におきまして、下水道料金等の調整では、合併する年度及び翌年度に限り不均一とし、平成18年度から新料金体系を設定することが示されております。これを受けまして旧2町の経営を診断し、適正な経営を行うため、平成16年度において合併交付金を受け、下水道経営計画を策定しました。

その結果、今日までの集中した事業実施により生じた起債の償還、あるいは今後予想される管網の更新並びに適正な維持管理の必然的な業務遂行のためには、現状の料金体系で推移すれば、毎年経常的に8億円余りの不足金が生じ、健全な経営をすることが不可能な状況と判明しました。

このため、下水道課では昨年10月の合併より3名の人員削減も行い、経費節減にも努めると共に、先ほど申しました合併交付金を活用し、2町の経営を一元化した下水道経営計画に係る経費も特別枠にて執行しております。

合併の基本理念であります「サービスは高く、負担は低く」は十分理解しておりますが、市民の快適な生活環境の保持と公共水域の保全を一層進めていくために、下水道運営委員

会にお諮りしながら取り組みたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

副議長（長谷川龍一君） 総務部次長。

総務部次長（前田健司君） 小菅議員の2点目の分庁舎のサービス拡充についてのご質問にお答えいたします。

新市発足時の統合によります住民の混乱を避けるために、今日まで分庁舎に市民窓口を設置して住民サービスの維持・向上に努めてきたところでございます。

ご質問の分庁舎の権限強化についてでございますが、平成17年度に組織・機構の一部見直しを行いました。会計課分室を廃止し、市民窓口へ統合し、出納権限を持たせました。また、現在も分庁舎市民窓口におきまして、福祉・医療関係の経験のある職員を配置いたしまして、福祉関係の窓口サービスに当たっております。また、相談業務につきましても、基本的には本庁舎の関係課で実施しておりますが、状況によりましては分庁舎へ本庁舎の職員が出かけていきまして相談業務を行うこととしております。こうした対応を行う中で、住民サービスが低下しないように、現体制の中で十分な配慮を行いながら市民窓口のサービスに努めているところでございます。

こうしたことから、ご提案いただいております市民健康福祉部の出先機関を分庁舎に設置する考えはございませんので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

副議長（長谷川龍一君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 3点目のイオンとの契約についてお答えさせていただきます。

イオン株式会社との契約についてでございますが、今定例会開会日に報告しましたように、今月の1日に事業用借地権設定等の覚書他の締結をいたしております。契約締結までには、議員の皆様への説明並びに出店予定地の隣接する4自治会、錦の里、乙窪、西河原、吉地の各自治会での地元説明会を通じて、出店の受け入れ経緯や店舗の概要について説明を行っております。

ご質問のまちの将来についてでございますが、出店地は当市の副都市地域に位置付けた地域でございます。地域の中心地として発展を目指すものであります。大規模小売店舗の強力な集客力を生かしての商業集積や利便性の高い住宅地としての魅力を生かして地域の中・長期的な発展に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、地元商業者支援についてであります。中主商工会並びに野洲市商工会から商業者等支援に関する要望を受け、支援策として補助制度や隣接商業地の利用などを提案して協議を進めているところでございます。

最後に、住環境対策などについてでございますけれども、地元説明会でも多くのご意見を賜ってきたところでございます。特に24時間営業の取り扱い、あるいは鉄塔の移設位置の問題、青少年の健全育成などに対してのご意見をいただきまして、それぞれご意見の趣旨を踏まえて課題の解決を図ってきたところでございます。

交通、騒音、環境等の対応につきましては、大店立地法に基づく指導要綱もあるため、各種調査の結果をもとに意見を賜る必要がありますので、新たに地元自治会、行政、イオン株式会社の代表者から成る連絡協議会を設置いたしまして検討することとなっております。

また、青少年の健全育成につきましても、この3者と関係機関が連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

副議長（長谷川龍一君） 小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） それでは、水道料金、下水道料金の問題についてお聞きしたいと思います。

はじめに言いましたように、今回の改定案であります。基本的には一般家庭で旧中主の料金に沿って改定されているわけなのですが、結論的に賛成はいたしましたが、ベストではなくベターといった感じだと思うのです。

そこで、この間出していただいた経常収支の概算、収益的収支決算書を見ますと、今後5年間の、さっき言いましたように、水道料金を中主町の水準に合わせているわけですが、そのために支出において、さっき答弁がありましたように、職員の削減、これがいいか悪いかという議論はありますが、そういうことも含めてされたわけですが、しかし、全体としてこの収益的収支決算書はやはり単年度赤字なのです。

そこで、全体として今回の改定の特徴は、いわゆる繰越利益剰余金1億9,784万円を、形としては向こう5年間は食いつぶすという形になっているのですけれども、それで、この約1億9,000万円の剰余金、今言いました1億円なのですけれども、これを食いつぶすという形で、私はそういう意味で必ずしもベストではなくベターと言ったゆえんなのです。

そこで、お聞きしますが、そもそもこの収支バランスで、歳出がここをどういかに軽減するかというのが問題だと思うのです。そこで、お聞きするわけですが、1つは、以前も言いました南部用水受水費の軽減なのです。受水費を見ますと、この五箇年経営計画の中で、初年度の18年度は支出全体が8億6,935万円のうち受水費が3億2,563万円占めているわけなのです。多くを占めています。しかし、これも言ってきましたように、南部用水そのものは累積黒字は毎年増加しておりまして、私はこの受水費を減らすために、やはり企業庁との関係では受水費の単価を引き下げる必要があると思うのですけれども、以前、企業庁への働きかけも市当局はしていると言われましたが、その後の取り組みの状況はどうなのか。

また、現時点でこの南部用水の累積黒字額はどれぐらいになっているのか、これまでの取り組みとあわせてお聞きしておきたいと思います。

それと、これは1つの課題なのですけれども、いわゆる大口企業への料金の矛盾ですね。今回、旧野洲町では企業の大口利用者の料金は大幅な引き下げになるのです。例えばある企業であります、75ミリ管を利用しているこの企業が年間2,921万円の水道料金であります、それが2,622万円になります。約300万円の引き下げですね。一概に企業を引き下げたらだめだと、私はそういうことは言いませんが、やはり一般家庭と違まして企業にはそれなりの社会的責任、貢献を行う責任がありますので、こういう大幅な引き下げはいかかなものかと思うわけです。それでなくても、このことにより水道会計を圧迫させるということが考えられますので、やはり企業について適切な料金体系も模索すべきではないかと思うのですけれども、そこら辺の検討は今後あるのかどうか、聞きたいと思います。

次に、下水道料金であります、これも合併による統一料金であります、同時に、今後の5年間の経営計画をこの際判断すれば、値上げも仕方がないというような考えであります、はじめに言いましたように、合併協議では料金統一を行うということが協議されておりまして、新たな五箇年計画を策定して料金値上げを行うというのは調整方針に入っていないのです。そこら辺はやっぱり問題だと思うのです。

そこで、五箇年計画のいわゆる矛盾であります、これは8億円の不足が生じるなど云々言われましたが、結論的に言えば、一般会計からの繰り入れをどれだけ減らすかというのが問題になっていると思うのですけれども、その一般会計から繰入額が減った分、下水道料金に上乘せしようという話であります、私はこれはやっぱり合併調整、あるいはそれ

以前の旧町の努力といいますか、形態、それを否定するものだと思うのです。

といいますのは、さっき言いましたように、繰入額の適正化ということも言われていますが、近隣を見ましても、各自治体でやはり各まちの事情と努力でこれまでの下水道運営というのは違ったのです。もともと旧野洲町では一般会計からの繰入率が低いのですね。これを15年度決算で見ますと、近隣を見ますと、下水道に関わる繰入額、草津市では38%、守山市では41%、栗東市では35%。旧野洲町は、平成13年度で17%、平成14年度で21%、それで、今一連のまちの比較をしました15年度は23%。それに対して旧中主町は、平成13年度が57%、平成14年度が53%、平成15年度が61%、これだけ繰り入れしているのです。

だから、ここで言えることは、旧野洲町は近隣、中主町も含めてやはり下水道会計に対する繰入率が低い。私はその分やはり町民に、これまでたしか2年ほど前ですか、旧野洲町では値上げされたと思うのですけれども、こういう形で値上げを伴ってきたと思うのです。それに対して一方の中主町ではこれまでのまちとしての経過、努力で繰入額をふやして一応料金の安定を図ってきたわけなのです。これはやっぱり中主町としての独自の努力の結果なのですけれども、私が言いたいのは、こういう自治体のこれまでのまちの努力も否定して、これまでのいわゆる野洲町流の会計運営で、今回の案では繰入率を大幅に減らして値上げすることは許されないと思うのです。

安定会計、安定会計と言われますが、これは公共料金でありますので、単純に採算ベースから料金を設定すれば、今の2倍ぐらいに料金を設定しなければ収支バランスが合わないわけでありまして、そこはやはり公共料金ですので、いかに行政の努力が必要かということが求められると思うのですけれども、今言いましたように、これらから見て繰入額を、少なくとも現状維持あるいは一定ふやして合併調整の方向での料金統一をすべきだと私は思うのですけれども、この件についてどうお考えなのか、改めてお聞きしたいと思います。

それと、分庁舎の問題であります。いずれにしても、旧中主町の住民サービスが大きく後退したのは、これは紛れもない事実でありまして、これも以前に言いましたように、私どもが2月、3月にアンケートを旧野洲町、旧中主町で多くの市民の皆さんの協力を得て取りましたが、旧野洲町ではそれほど、合併で不便になったという率は数%だったわけですけれども、旧中主町では4人に1人、25%の人が不便になったとアンケートで答えられております。

だから、このことはやはりサービスの後退につながらないように、いかに行政が努力す

るかが今問われていると思うのですけれども、3月議会の答弁の中で健康福祉部長だったでしょうか、答弁された中で、これは昨年10月から今年2月までの市民窓口の中主の方の処理件数であります、全体で約9,600件あって、住民票関係、届け出関係が8,000ほどあって、いわゆる福祉・医療に関わる児童・高齢者問題、年金・医療関係で約1,597件の相談というか、申請があったという答弁をされたと思うのですけれども、そこでは対応できないのが多々あったと思うのです。

そこで、はじめにお聞きしておきたいのですけれども、この昨年10月から今年2月でも結構ですし、この1年間でも結構ですが、統計をとっておられるのかどうか分かりませんが、相談あるいは申請に来られて、対応できなくて、本庁舎に行かざるを得なかった件数、あるいは主な特徴、これをぜひひとつお聞きしておきたいと思います。

それと、一番初めの答弁の中で、一言で言えば、サービスは後退しないようにしたいと言われましたが、例えばこれは一つの例であります、本庁舎の市民課所管の1口500円の交通災害共済をやっておいでですね。これは毎年、自治会を通じて、いわゆる団体加入をして自治会から行政の方に出されるわけでありまして、これは3月31日までの分は自治会で一括加入をされるわけですが、それ以降は個人で加入申し込みをすればそれでいいのですけれども、分庁舎では受け付けないのですね。なぜこれができないのか。先ほど言われましたように、分庁舎の出納権限を強化したと言いながら、わずか1口500円の交通災害共済はなぜ分庁舎でできないのか、本庁舎まで行かなければならないのか。わずか500円ぐらいでガソリン、バス代を使って本庁舎まで、これは極めて旧中主町の住民から見るとおかしいと思うのです。

言いたいのは、これ一つを見ても、やはりサービスを維持したいという答弁とは裏腹に、実際はそうになっていないと思うのです。今言いましたこのことも含めて、こんなことがまかり通っているのがこれでいいと思っておられるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それと、最後にイオンの問題であります、もう締結されたので、具体論を幾つかお聞きしたいと思うのですけれども、以前の議会で今後のまちづくりや、あるいは市民の暮らし、営業に関わるこういう大きな問題について、まちづくり協議会を設置して、ここでは進出企業なり団体、地元住民、商業者、行政、同時にまちづくりの専門家で構成して、あり方を協議し、全体で方向を出す、そういう機関を設置することの必要性を言いましたが、先ほど答弁で少し述べられました連絡協議会はこういう意味を踏まえた性格のものなのか

どうか。一応連絡協議会はつくられたが、行政そのものは、今回はイオンであります、イオンの単なる窓口なのか。言葉をかえれば、代弁者なのか。そこら辺の設置の位置付けと申しますか、そこら辺をもう一度確認しておきたいと思えます。

それと、もう一つ細かい各論であります、あと商業者の問題、青少年対策、交通対策の問題であります、要望が出ていたテナントの問題、あるいは共同店舗の問題、これにつきましてはテナント料が適正なのかどうか、あるいは共同店舗をどう進めていくのか等々、これはまだ協議中だと思うのです。そういう中で1日に締結されたわけですが、こういう要望についてはその立場で行政もイオンと対応されるのか、さっき言いましたように、単に真ん中に入っているだけで、何も言わないのかどうか、ここら辺を少し、どういう立場でこの要望について行政は努力されようとしているのかどうか、お聞きしておきたいと思えます。

それと、青少年問題や交通対策の問題ですが、先ほど野並議員も言われましたが、いわゆる今ほど健全な子どもの発達場所というか、環境問題ですね、そもそも論、基本から考えないといけないわけですが、そこを考えずして単にパトロールの強化だけをしたらいいいという問題でもないのです。

これは以前たしか教育長にお聞きしたのでしょうか。愛のパトロールを強化するなど、そういうことも言われましたが、いざ締結された中でこの青少年問題、これは以前、商工会の方にもお聞きしましたが、そして私も調べましたが、やはりこういう中小都市の中で、大都市でも同じでしょうが、大型店舗が進出したところについては、交通騒音問題も同時であります、青少年問題、犯罪、これは明確に増加しているというような統計が出ておりますので、1日に締結された中でこれは今後大きな課題でありますので、改めて、これは市長部局と教育委員会共に関係があるのでしょうかけれども、この際、教員委員会にお聞きしておきたいと思えます。

副議長（長谷川龍一君） 環境経済部総括マネージャー。

環境経済部総括マネージャー（佐橋市衛君） ただいまの質問でございますが、5年後には繰越利益剰余金が減るということでございますが、確かに利益剰余金につきましては赤字になりますが、繰り越しの利益金につきましては、平成22年度では約8,000万は残っておりますので、いずれにしましても23年度には何らかのアクションを起こす必要があるかと考えております。

それから、南部用水につきましては、黒字の利益剰余金につきましては16億ございま

すけれども、企業庁につきましても昭和53年から事業を行っておりまして、もう既に31年が経過しております。ちょうどもうすぐ更新時期に取りかかっておりますので、それに企業庁の方は充てるということで、これの返還などは考えていないということでございます。

それとあわせまして、剰余金の返還や単価の引き下げにつきましても、以前、南部用水の受水市町協議会というのがありまして、以前は中主町長が会頭でしたが、その後に旧野洲町長が引き継ぎまして、今、野洲市長も会長をやっております。その協議会の中で県、企業庁に再三要望しております。ただ、先ほど申しましたように、更新時期に取りかかっておりますので、それに充てたいという県の方の考えでございます。

それから、次の大口利用者につきましても、いずれも旧野洲町から見ますとかなりの大幅な引き下げになりますので、統一のためということで、現状につきましても大口企業者につきましても現状でいきたいと考えております。

それから、下水道につきましても、合併協議の中では、平成15年度になりますけれども、その中では18年度に経営計画を実施して基本方針を定めるということで、この中では私どもは改定につきましても否定はされていないと考えております。

また、その後、15年8月ですが、シミュレーションも説明させていただいております。この中でも、多額の繰り越しが必要であること、また、使用量単価と処理原価の差が62円ということで、料金の不足が生じるということも説明をさせていただいております。なおかつまだ多額の繰り入れが必要ということで、少しでも受益者負担をお願いしながら、その後も繰り入れにつきましても続けていくということでございます。

それから、繰り入れにつきましても近隣の市町、これは滋賀県全体の、滋賀県は琵琶湖の関係で下水がかなり早く進みましたので、一般会計からの繰り入れにつきましても、財政担当を含めましてどこも苦しんでおられるところです。

ただ、野洲市におきましても、さっき議員の説明にありましたように、繰入金につきましても野洲の場合はかなり率が低いわけですが、これは野洲が事業を進捗したこともありましても、大企業の接続がかなりありましたので、その分、大口につきましても特定排水の料金でかなりの使用料が入ってきますので、たまたま野洲につきましても繰入金の率が低いということでございますが、その結果でも一般会計からの繰入金はまだまだ多額でありますので、その分、福祉や生活面、いろいろ財政の方で切り詰めなければならないところがありますので、先ほども言いましたように、受益者負担を幾らかでもお願いしたい

ということで、大幅値上げということでございますが、会計幅につきましては最終的には、最初に回答いたしましたように、運営委員会の中で決定していただくわけですが、市の案としましては10%をお願いしたいということで、例えば月平均25トンですと、月3,000円が、1割ですと300円になると。コイン3つぐらいということで、大幅ではないと考えております。例えばペットボトルの水を買っていただくことと比べるとほんのわずかですので、協力をお願いしたいと思います。

いずれにしても、最終的な料金の改定につきましては、今後もう一度運営委員会の開催を予定しておりますので、その中で結論を出していただきまして、こちらも水道と同じように、結論が出ましたら、そのままを次期の議会にお諮りしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長（長谷川龍一君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 小菅議員の分庁舎の市民窓口の件で、分庁舎の方で対応をして申請ができなかった特徴と、それから、件数がどれくらいかという再度のご質問でございますが、これは全体的な利用数はっておりますが、今ご質問のあるような具体的なところの件数はっておりませんので、申しわけございませんが、お答えすることはできません。

しかし、特徴的なものといいますと、福祉関係で特に身障手帳の手続や支援費の関係、こういうような、本人に実際にお会いして細かくお話を聞いた上でということがございますので、そういう点ではむしろ、窓口をご利用の方が本庁舎の方を希望されてそちらの方に行くという方が多かったという状況でございます。

私どもの部に関する社会福祉課、児童家庭課、高齢福祉課、保険年金課の関係がございますけれども、その中で全体的に、来所された70%近くが保険年金課の関係の窓口というのが多うございます。それは、いろいろ年金の相談や、年金のいろんな手続の問題というのが主でございます。こちらの方には、保険年金課に勤務をしていた者が今、分庁舎に行っておりますので、ほとんど対応ができているというふうに思っております。

それから、2点目の自治会の方で集めていただいた交通共済の分の受け付けでございますが、これは自治会単位で集めていただいた部分は分庁舎でも受け付けをさせていただいておりましたか、個人で持ってこられたものは分庁舎の方で受け付けをしていないという現状でございます。この点につきましては私どもの方もすぐに改めさせていただいて、個人の分も分庁舎で受け付けをさせていただくということにさせていただきたいと思ってお

ります。

以上、お答えといたします。

副議長（長谷川龍一君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 小菅議員の再質問でございますけれども、連絡協議会の関係でございますが、これにつきましては、先ほど答弁させていただきましたように、イオン、周辺の4自治会、それと行政の3者でこの協議会を設置させていただいております。当然契約を去る9月1日にさせていただいたわけでございますけれども、今後、イオンといたしましては本店立地法に基づきます届け出、それに先立ちます交通量調査、あるいはまた騒音振動調査等いろいろされるわけでございますけれども、そうした時々の内容につきまして逐一、当然地元にもお知らせいたしまして、そしてまた地元と協議をしながら進めていかなければならないという部分も今後出てくるわけございまして、そうした中で進めてまいりたいというふうに考えております。設置の位置付けにつきましてはそうしたものでございます。

そしてまた、テナント料と、あと共同店舗の設置というようなことでございますけれども、中主商工会の要望の中に今のテナントの出店の関係、あるいはまた共同店舗の関係、要望をいただいております。その要望事項につきましては当然行政と、今日まで商工会と協議をさせていただいてきたわけございまして、ある一定のその2件につきましてはご理解もいただけたというふうに認識をしておるわけでございますけれども、今後具体的に、契約もさせていただいたということでございますので、引き続き行政が中に入りまして、イオン、それと商工会と協議を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁させていただきます。

副議長（長谷川龍一君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 小菅議員の再質問にお答えいたします。

1つ目でありまして、青少年問題に関わりましてのイオンとの契約でございますが、こういったような契約はないというふうに聞いております。先ほど部長も申し上げましたように、自治会、行政、イオン、この3者の連絡協議会等におきまして積極的に青少年問題については連携をとっていかなければいけない、このように思います。基本は、敷地内は企業が責任を持っています。それから、敷地外につきましては学校なり行政なり。その基本を守りながら総合的に連絡調整をしながら青少年の問題については対応をしていきたい、

このように思います。それが1点目。

それからもう一つ、2点目は、学校におけます予防教育といいますか、今でも、用事がないのにそういうお店には行かないでおきましょうというように子どもたちには約束をしているわけですが、そういったようなものの徹底、保護者への啓発、それから、学校関係ですと生徒指導の主任がおりますから、その主任の連絡会等々におきまして、学校は、教育の現場は予防教育に力を入れていくと。同時にもちろん日ごろの指導もやるわけですが、学校内ではそうです。

それから、3つ目でございますが、社会教育、青少年の健全育成の立場で、これは先ほども小菅さんがおっしゃいましたように、青少年育成市民会議等におけます愛の呼びかけでありますとか、パトロールでありますとか、それから、今大変PTAでも、子どもたちの危険防止も兼ねまして子どもをみんなで育てていこう、そういうような運動の盛り上げというのですか、そういうようなことで対応をしてみたいと思います。

大きく分けると今申し上げました3つの観点で対応をしてみたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

副議長（長谷川龍一君） 小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 上水道・下水道料金であります。今、答弁の中で、例えば下水道料金の問題、約10%が大幅かどうかという見解は仮にあるにしましても、言葉じりとして、300円は大したことないという言葉は私は不適切だと思うのです。ペットボトルの水と比較したら安いと。これは行政として極めて不適切だと思うのです。午前中の議論ではないですが、今、一連の社会保障がいろいろ負担強化される中で、今や年金生活者は、これまでは1日100円玉何枚という話もしていたのですけれども、加えて1日の生活が100円プラス10円玉何枚という、そういう環境に置かれているのです。ここをもって、ペットボトルの水と比較して300円は知っているかのごとくの、そういう行政の発言はいかがなものかと思えます。

そこで、例えばこの下水道料金の問題で言いたいのは、1点目、基本はやはり合併調整の統一料金が18年度、ここでは値上げはされていなかった。多少反論されましたが、全体として旧2町の市民はそういう思いは持っていない。そうは説明されていないと思います。そこがまず問題。

第2点は、これもさっき言いましたように、各町の経過努力があるわけなのです。やはり中主町ではこの間、料金値上げは一度もやっていないのです。一般会計からの繰入額も

それなりにふやし、努力してきたわけなのです。やはりそういう、少なくとも合併直後の統一料金ではこれまでの努力が反映されなくてはだめでしょうということを言っているわけですし、これまで旧中主町では一定の努力で値上げを避けてきたのに、合併即値上げというのは、これはいかがなものか。そこはやはり「負担は低い方に、サービスは高い方に」というのを少なくとも当初の調整では生かさなければならぬと思うのです。

そこからお聞きしているわけでありまして、私はそういう意味から、今回の値上げは、いろいろ経営計画と言われましたが、市民に対しては値上げを行う道理も理由もないと思うのです。その点からもう一度お聞きしておきたいと思います。

それと、水道料金の問題ですが、やはり何といたしても、今後、南部用水の受水費が多く占めますね。今後、自己水源をどうするかという問題もかかってきますけれども。それで、今わからなかったのは、南部用水は以前から施設更新に必要だということは常々言っているわけですが、今のご答弁を聞くと、施設更新だから、言っても仕方がないかのごとくに聞こえたのです。しかし、一方では引き下げ要望もしているというようなことも言われましたが、そこら辺は実際どうなのか。もうあきらめておいでなのか、引き続き強く要望されているのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

さっき言いましたように、収益的収支の決算書の中で、支出の部分で8億6,000万のうち約3億円が受水費でありますので、これを下げる努力はやはり今後の水道会計事業に大きく影響を与えますので、もう一度その考え方をお聞きしておきたいと思います。

それと、分庁舎の問題であります。健康福祉部長、さっき言いましたように、今なお旧中主町では多くの市民の方がやはり不便になったと実感されているのは紛れもない事実なのです。それで、それなりの保険や年金関係の専門家も派遣しているということですが、しかし、それでも、今言いましたように、不便になった、向こうに回されたというのが後を断たないのです。

だから、言いたいのは、一定の努力はされたかもわからないですけれども、加えていまだ一度改善の努力をする必要があるのではないかと言いたいのです。しかし、そこにはそういう姿勢がないとだめなのです。さっき言いましたように、例えばの例で言いましたが、わずか500円の交通災害共済加入を本庁舎まで行けと。そういう全体としてサービスを向上するという姿勢が行政にないからこういう現状が起こっているのでありまして、やはり出納権限もそうありますが、少なくとも、本当のところの例えば年金に関わる、さっき言われましたが、支援費に関わる申請で、どうしても行かなければならない場合がある

のかもわからないけれども、基本的に分庁舎でも対応できるシステムですね。それが分室であるかどうかは仮に横に置いたとしても、やはりこういう高齢化の時代の中で必要だと思うのですけれども、これ以上の努力の改善策は考えられないのか、もう一度お聞きしておきたいと思います。

それと、最後にイオンの問題であります、これは以前にもお聞きしたのですけれども、教育長、事前の対策はともかくとして、根本的に教育委員会は行政から、市長部局から独立した独自の教育機関でありますので、前にも言いましたように、市長に遠慮なく答弁していただければいいのですけれども、教育委員会として、そもそもこういう施設の誘致が、施設が建つことについて、青少年対策の問題から、いいと思っておいでなのか、ぜひここはやっぱりはっきり言っていただきたいです。いいと言われるのか、悪いと言われるのか。

その上に立って、さっき言いましたように、そもそも子どもの健全な発育場所、環境を整える、これは単にパトロールだけの話じゃないのですよ。それを整えようと思ったらやはり、仮に一般論ですけれども、不適切な施設の誘致は教育委員会としては本来いかなものかという発言をしたって、それはいいのです。もう締結した後の話なのですけれども、改めて教育委員会として、自主的な判断でこの施設の誘致についての是非はこの際確認しておきたいと思います。

それと、担当課の前段の問題であります、以前に言いましたまちづくり協議会の設置、この設置を私が提案したのは、進出企業、あるいは一般論として他の団体・企業でも同じですが、それに対して地元住民や商業者、行政、それと文字どおり第三者のまちづくりの専門家で構成して、そして協議会も設置して、その協議結果、協議内容の方向で物事を進める、そういう方向は以前提案したことがあるのですけれども、そこから見てどういう立場なのかということをお聞きしたのですけれども、もうちょっとははっきりわからなかったのです。

行政として、今回でしたら、イオンと地元、イオンと商業者、イオンと、ある意味では青少年の問題でしょうけれども、それと、行政として全体のまちづくりもありますが、そこを対等・平等の協議機関としてそういう性格が保たれるのかどうか。保たれたらいいですよ。当初私が言ったような、ある意味での方向の提案とよく似ているところもありますので、そういう立場でされるのかどうか。行政として対等の立場でイオンに堂々ものを申すのか、そこら辺ももうちょっと一歩踏み込んでご答弁願いたいと思います。

副議長（長谷川龍一君） 環境経済部総括マネージャー。

環境経済部総括マネージャー（佐橋市衛君） 先ほど議員から指摘がありました発言につきましては、不適切な発言でありましたので、取り消しをさせていただきます。申しわけございませんでした。

回答の方ですが、まず、水道の方ですが、自己水源につきましては、これを高めていくことは安定経営になりますので、新市の建設計画の中にもありますが、新しい井戸の計画をしております。

それから、先ほどの単価の引き下げ、また剰余金の返還等につきましてはあきらめておりませんので、今後も引き続き要望していきたいと考えておりますので、よろしく願います。

それから、下水道につきましては、経営計画につきましては、前回、旧野洲町におきましては平成13年度に値上げ改定をしております。この5年間のサイクルが13年から17年ということで、今回の合併の基本方針とこの旧野洲町におけます経営計画がたまたま一緒になったということで、先ほども言いましたように、まだまだ経営が改善されていないということで、一部、受益者負担をお願いしたいというところでございます。

それから、先ほども職員減、それから経営計画の合併交付金を受けたということは説明させていただきましたが、合併に関しましては、上水道の料金システムにつきましては、これは一般会計で負担しておりますし、交付金も受けておりますし、従来どおりからですが、建設費につきましてはいろいろなコスト縮減対策をとり続けておりますし、それから、最近ですが、工事の予定価格を公表しましたことによって入札の単価が下がりましたし、工事費もかなり下がっております状況でございます。

それから、建設補助金でございますが、町から市になりますと補助の範囲が引き下げられるわけですが、これも合併から5年間は旧町の枠で受けられるということになっております。

それから、使用料につきましては従来から、滞納者の徴収につきましては努力していきたいと考えておりますし、まだ水洗化率も100%になっておりませんので、これにつきましても水洗化の促進のお願いに各戸別に回っていききたいと考えております。

以上でございます。

副議長（長谷川龍一君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 小菅議員からいろいろとご質問があったようでございますが、ベストではないが、ベターだと。これは意味としては、私は片仮名に弱いのですが、意味

は余り変わらないと思いますと、さすが小菅議員だな、お褒めの言葉をいただいたなど、このように承っております。上水道運営委員会で協議をいただきました案そのまま12月議会に提案をしていきたいと考えております。

下水道の問題につきましてはいろいろご意見があるようでございますが、今、委員会に諮問をいたしておりますので、今ここで私が答弁をすることは避けさせていただきます。答申をいただいたことについては真摯に受けとめまして議会にお諮りしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それと、そういう施設を教育委員会につくらない方がいいのと違うかと、そのようなことをおっしゃいましたね。イオンですよ。しかし、それでまちづくりがあるのですか。むしろ子どもさんはあらゆる条件、あらゆる要件の中で生活をし、勉強をし、自分の位置を見付けて成長していく、こういうことで、何もつくりながら子どもさんを育てていく、このように私は受けとめたのですが、これは教育委員会としても異論があると思いますので、もしあったら答えていただきます。

それと、テナントの出店なのですが、あっせんはいたします。それ以上のことは関与いたしません。これは契約の問題ですから、行政の入る問題ではないです。

それと、学者を入れて委員会をつくれとおっしゃるけれども、これは大店法という法律がございまして、法律の中で出店してくるのですから、その必要はないと思います。それは小菅さんは提案したとおっしゃる。私の提案したのは、4自治会とイオンとの話の場を持つような委員会をつくりたいと言ったのは、私は提案したのです。それで今、協議をいただいておりますので、そこには行政が入ります。しかし、私はオープンした後は行政が入らない方がいいだろうと、こう申し上げています。設置までの段階はやっぱり行政が入って指導しないといけないだろう、こう申し上げております。

分庁舎の問題、心配をしていただいております。我々が平等な公平な行政を展開する以上、我々がなすべきことなのです。ご親切にありがとうございました。

以上でございます。

副議長（長谷川龍一君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 小菅議員の再々質問にお答えいたします。

教育委員会は独立した機関でございます。市長の顔色をうかがってすべてをやっているわけではありません。先に申し上げます。

ただし、地域の発展のために互いにこれは協調しなければいけない。これは思っていま

す。私はこのイオンの出店につきましていささかも反対をするものではございません。ただ、教育は子どもたちに善悪の判断をきちっと付ける、豊かな心を育てる、そういう教育の役割、これをさらに深く認識をしてこれからの教育に当たってまいりたい、このように思っています。

以上、お答えといたします。

副議長（長谷川龍一君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 小菅議員の再々度の質問で、市民窓口のこれ以上の改善策は考えられないのかというご質問でございます。

この窓口業務の一番のポイントは、昨日もご質問がございましたけれども、そこに従事する職員のやはりスキルアップ、技術アップというのが非常に大きく左右されるものだと思っております。したがって、今、分庁舎にいます職員は窓口業務に合わせまして、各福祉関係、それから税務関係の大変ないろんな制度をやはり一生懸命勉強をして自分の身に付けていくというふうなことに大変努力をしていただいております。

また、自主的に、今回、合併をしまして新しい市の窓口はどうなっているのかという、他の合併のところの市に見学に行くなど、勉強をしに行くというふうな努力をしておりますので、その点はやはりもうしばらく時間をいただきたいというふうに思っております。

それから、やはり一番大事なことは、本課がこの本庁舎にございますので、窓口に来られたときに本課のバックアップ体制というのは非常に重要でございますので、私どもも月に1回、部内会議をやっておりますけれども、分庁舎から来ていただきまして、それらのいろいろな問題を細かく議論する機会を設けております。

いずれにしましても、市民サービスの向上の努力というのは精いっぱい頑張らせていただきますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

副議長（長谷川龍一君） 次に、通告第17号、第16番 竹内孝治君。

16番（竹内孝治君） 16番、竹内孝治でございます。2件について質問をさせていただきます。

昨日から2日目の午後2時ということで、本当にお疲れの出る時間でございますけれども、単純な質問ばかりでございますので、ひとつお付き合いのほどをよろしく願いしたいと思います。

それでは、はじめの、道路・河川改修事業の進捗を問うということで、県、国の財政難

に伴い、大型の新設改修事業が近年、各地方でも大きく遅れ、中断等も余儀なくされておるところでございます。

そこで、当地域での各事業の進捗についてお伺いしたいと思います。

まず、家棟川の広域河川改修事業、日野川広域河川改修事業、新川河川改修工事、通常砂防家棟川改修事業、田園交流基盤整備事業、県道野洲中主線道路改良工事を、下記の質問事項でお答え下さいということで、2つの点でお尋ねしたいと思います。

当初計画より何年遅れか、また何年度に完成予定か。これは今申し述べました項目についてでございます。

2点目といたしまして、遅れているとすれば、何が原因か。予算か、あるいは用地買収か、地元の協力か。こういうことでお願いしたいと思います。

それと、昨日、隧道石造トンネルにつきましては、いろいろと回答がありました。既にそれまでに私は提出しておりますので、一応読ませていただきます。小堤地先の石造トンネルについて。

石造トンネルについては、地元区民の率直な思いを伝えてまいりました。台風の時期を迎え、河川の環境は非常に危険を感じるところであります。当局は撤去か、あるいは移転かについては、有識者等の意見を聞いた上で結論を出していきたいと、こういう回答でございます。その後の会議で結論を出されたのかどうかというお伺いですが、結論は聞いておりますけれども、私に対してもそれなりのお答えがちょうどできれば、お答えをいただきたい、そのように思います。

以上です。よろしく申し上げます。

副議長（長谷川龍一君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 竹内議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の、道路・河川改修事業の進捗についてであります。家棟川広域河川改修事業につきましては、支川の童子川を含めて当初計画どおり18年度に完成予定で進んでおりますが、JR琵琶湖線から上の市川合流点までの約1.1キロメートルはJR琵琶湖線部分で多額の事業費が必要となることから、今後の課題となっております。湖南地域河川整備計画の中で今後、年度設定されると聞いております。

日野川広域河川改修事業につきましては、当初計画より4年遅れておまして、22年度完成予定であります。原因につきましては、集団移転に伴う調整に時間を要したものであります。

新川河川改修工事につきましては、県単独改修工事として平成14年度から用地買収に入り、15年度から工事に着手されており、10箇年計画で、今のところ、予定どおり進めていただいております。

通常砂防家棟川改修工事は、当初計画どおり18年度完成予定であります。

それと、部署が違いますが、田園交流基盤整備事業は、今のところ、18年度完成予定と伺っております。

最後に、県道野洲中主線につきましては、当初計画は18年度でありましたが、2年遅れの20年度完成予定でありまして、原因は、JR協議で時間を要したことによるものであります。

次に、2点目の小堤地先の石造トンネルについてであります。石造トンネルにつきましては、河川管理上、小堤側の3分の1は撤去し、残りの3分の2を篠原神社の鎮守の森と一体化した中で現地保存する計画でありましたが、平地河川となった家棟川に道路を確保するため、市道橋をかける必要があることから、県と協議を重ねてまいりました。

その中で、橋梁工事のときには迂回路が必要となりますが、ほとんどの用地が官地で対応できる篠原神社側の堤防部分に迂回路を設置する状況となりました。旧の堤防敷地は今回の砂防工事区域の対象外であったため、撤去することができない状況でありましたが、この迂回路を設置することにより、旧堤防を撤去することが可能となります。

しかしながら、このことにより、堤防の土砂の圧力でバランスをとっていると言われているトンネルの耐力が問題となり、また、平成16年6月に県より琵琶湖西岸断層帯の地震発生確率が公表されたことから、耐震性についても再度検討することとなり、専門業者に調査を依頼されたところ、崩落の危険性を指摘されております。

また、3分の1を撤去することにより、残り3分の2部分の耐震性も低下し、崩落する可能性があるため、現地で保存することは危険性が高いことが判明いたしました。

貴重な遺産であることは十分認識をいたしておりますが、道路管理上も危険性が高く、人命にも関わる事態が想定されることから、トンネルにつきましては、従前から、竹内議員には地元との協議で大変ご苦労をいただいたところでありますが、地元の意向も踏まえまして、トンネルにつきましては解体撤去して、石材等は一時市有地で保管し、今後この改修事業が完了後、可能な限り復元保存していきたいと考えております。

なお、今後の予定としましては、今年度中に市道橋の設計、来年度18年度で橋梁工と周辺の護岸工を計画されております。

以上、お答えとさせていただきます。

副議長（長谷川龍一君） 竹内孝治君。

16番（竹内孝治君） ただいま、回答をいただきました。

道路・河川関係でございますけれども、若干遅れはあるのですが、家棟川にいたしましても、あるいは日野川の広域河川改修事業にいたしましても、本当に大きな事業でございますが、ほぼ、日野川についてはちょっと遅れもありますけれども、順調にやっております。感謝するところでございます。

ただ、2、3お尋ねしたい事業がございますが、通常砂防家棟川改修事業につきましてはもう18年に終わるという予定なのでございますけれども、あの河川の近くに民家がございます、そこでも今現在もおうちの方からいろんな要望を聞いております。このことにつきましては、県なり、あるいは当町の担当部局で集約していただいております。私も一緒に参画させていただいて、当事者とお話しし、この事業は終了と同時に、終わってから十分に話をしようということで話し合いをしております。

しかし、その間にいろいろと、この間の台風等でも荒れたりしますので、それなりの要望なり、おせかしのお電話等もございます。私たちがお互いに納得のいく範囲で決めたことにつきましては、十分にその家の復旧をしてあげていただきたい。要望しておきたいと思っております。

また、次の田園交流基盤整備事業につきましては18年、予定どおり終わるということを聞きましたが、若干私は、安養寺のあそこら辺の近江八幡の用地の関係がどうなっているのか、本当に18年にいけるのかどうか、そこらあたりの確認をさせていただきたいというように思います。

県道野洲中主線の改修工事につきましては、せんだって県の方から用地買収について私のまちへお見えいただきました。しかし、県は、当市からすれば本当に動きが鈍いのです。まだ市の方が本当に早く対処してもらっていると私は思うのですけれども、県の仕事については、用地買収にしても年に1回か2回しか来ないで、ほとんど決めてから来るというような状況で、河川対策室長にはいろいろと、もっと早く連絡するように言ってくれと言って、本当に地元の受益者の方の気持ちが伝わらない。その間にまたいろんな設計なり予定なり、いろんなことを入れてくる。そうしたら、次は工事にかかるという時期にぎりぎり来るので、そこらあたりは本当にもっと強く市から言っていたらいいと、住民の本当の気持ちが、納得した気持ちが伝わっていない。これは本当にこれからの用地買収も

いろいろと変わってきます。

しかも、そこへ県、国はお金がないので、まとめて道路を買わない。本当にやりにくい。今出ています田園交流基盤整備の入り口、その入り口は県道になるのです。5メートルほどの場所をいまだに買わない。銭がないと言って。今ごろ初めて買いに来た。もう3年経つのですよ、田園整備事業の話が出てから。田園整備事業の用地についてはもうお金をもらってちゃんとそれなりにしておられるけれども、同じ田を切られたままでまだ解決していない。そういうやり方なのです。

だから、地元の住民としては何かもう一つ県の仕事には納得できない面がある。この間も大分食ってかかっておられましたけれども、それではこれからいい仕事ができないのではないか。

しかも、鴻池という会社がございませうけれども、その用地が何メートルか、トラックの運送会社ですから、用地というのは本当に大事な広場なのですけれども、そこを切り崩していかないと、法線が繋がらない。それを買わないとならないから、私も何回もその裏あたり、その工場の周辺にある用地を早く買って下さいと言っているのだけれども。でなかったら、隣接のところが皆買いに来るのです。既にもう埋まったような形で、1回か2回しか残っていないから、本当に早くしないといけないと言っているのだけれども、金がないからと言う。困ったものですね。そう言われると、どうしようもないのだけれども。そういう状況で、県の動きは本当に鈍い。20年にできるということではございませうけれども、こういう用地買収で恐らく行き当たるようなことになるかもしれない。

もっと言えば、お願いしたこともあると思いますけれども、国道8号線、これは右折だまりをつくる予定になってございます。それで、おうちが1軒あるのですけれども、コンビニもございませう。その国道8号線のうちもかかる予定になっているのです。私は図面を見ているけれども、これは全然手を付けない。それは玄関の出入り口なのです。コンビニなどは店の用地が引かかる。

そういういろんな問題があるにもかかわらず、のんきなものというのか、お金がないので、どうにもならないというようなことなのか知りませんが、私からしたらそういう心配なような状況でございませうので、そこらあたりがもしわかっているならば、お答え願いたい。どうせ県のことですので、わからなかったらもう結構でございませう。またそれなりに後ほど調べてお答えをいただければ結構かと思えます。

次に、小堤地先のトンネルの件でございませうけれども、これはただ単につぶしていただ

くということを知りましたけれども、ありがたいのですけれども、本当に大変な事業であったのです。この石造トンネルだけと言わず、旧の国道8号線のいわゆる天井川の隧道、それものけないと言われた時期があるのです。金がないから。そしてまた、迂回して通っていた、その新しくつくった道までも、お金がないので、地元で防災の倉庫あたりに使ってもらえないかというようなことを言われたこともありました。それが10年ごろから工事が始まりましてけれども、何だかんだしていたら13年ごろになったら、石造トンネルも取れないと。こんな話も出てきて、これはまちとしてはてんやわんや。

なぜかといいますと、小堤は、その河川の法線が小堤側へ来るので、小堤の土地を提供しないといけない。そうすると、自分の土地は辻町の方へ行ってしまう。本当に嫌がっておられた問題でもありました。

しかし、ここへまだおうちをのけないといけない。移転しないといけない。その地先にはまたいろんな石造物があって、例えば愛宕祭りをされる石造ですか、石のお祭りの灯籠があったり、いろんなものがあったりします。そういうものも、家ものく、あるいは法線もいようにして下さいということをお願いされたのは、向かいの天井川の河川の堤防を取ってほしい、トンネルも取ってほしい、石造トンネルも取ってほしい、我がまち小堤から野洲のまちが見たい、そういう願いだったのです。これが全部だめになったのです、正直。

だから、私は再三再四、そんなばかなことがあるかと。約束が違うじゃないか、だましかないかということは何回も言ったのはそこなのです。そういう流れの中で、実はこの議会をする、13日から始まったけれども、12日、前の日に「竹内さん、あれな、もうこぼちます。決まりましたんや」と言ってくるのです。私はちょっと頭にきたね。そんなのだったら、決まった時点で何で言ってくれないのだと。わしは地方議員だと。みんなからその地元、入町、大篠原、小堤から、皆さんご存知のとおり、私は出ています。祭り事も何事も行っています。本当に自分のまちのことです。だから、夜も寝ないで行っていることもあるのです。下水の工事だったら、私は夜も寝ないで行っています。

そういう中で言うのだから、やっぱり決めた時点で。あしたから一般質問が始まるから、言っておかないとぐあいが悪いので、来ましたと。どうということだ。なめられている。わしは、きのう挨拶や何かがあった、その姿勢が、それが全部出ているのだ、正直言って。だから、反省していただきたい。

私たちは、私一人ではありません。入町で見たら850の票をもらってここへ来ています。1人が言っているのと違うのです。だから、そののちをちゃんとしっかりと心し

て回答なり行動なりしていただきたい。それは何も町長じゃない、部課長がしてやらないといけない。そう思う。市長がそこまで行かない。大将という者は、それを育てよう、つくろうとするのが、その下に働く人を。私はそう思う。

だから、いずれにしても、お互いに協力しながら、もっとやっぱり人を信用するというか、もうちょっと何かしなさいよ。水臭いですよ、実際。中島さんよりも先にあなたに全部答えるのはぐあいが悪いから、今日来ましたと。12日ですよ。13日から始まっているのだ。どうなのだ。そこらを答えてくれ。

副議長（長谷川龍一君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 再度のご質問ですが、ご質問というよりも、まず、おしかりを受けましたので、誠に申しわけございません。トンネルの件につきましては、おっしゃるとおり、私の不徳のいたすところでございまして、大変申しわけございませんでした。重々今までのご苦勞を知りながら、その後のフォローができていなかったということについては誠に申しわけなかったというふうに感じておりますし、おわびを申し上げます。

それと、ご質問の方の田園交流基盤整備事業、本当に18年で終わるのか、18年度事業で完了するのかということですが、このことについては、私が聞いている範囲では今年度当初、難航しておりました近江八幡の方の買収、協議の方が整いつつあるというふうに聞いておりますので、何とか18年度、遅くとも19年度のかかりには完成ができるのではないかなというふうに思っております。

それと、野洲中主線の関係で、県事業、それから国道8号線の右折だまりの件につきましてご指摘をいただきました。

確かにおっしゃるとおりでございまして、私どもの方も早急に、事業着手というよりも、進捗の方を進めていただきますように再三再四お願いに上がっておりますが、今後も引き続き早急に事業を進めていただきますようお願いに上がる所存でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、お答えとさせていただきますと思います。

副議長（長谷川龍一君） 竹内孝治君。

16番（竹内孝治君） ありがとうございます。

いろいろと申し述べましたけれども、本当に私も10年間、議員をさせていただきました。最後の発言かもわかりませんが、やっぱり皆さん心して、誰でも見ていますわ。心してまじめにお応えしてやって下さい。ごまかしはいけません。わかります。ひとつ最

後によろしくお伝えしたいと思います。

以上、終わります。

副議長（長谷川龍一君） 暫時休憩をいたします。

（午後２時２９分 休憩）

（午後２時５０分 再開）

副議長（長谷川龍一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第１８号、第１７番 辻 藤雄君。

１７番（辻 藤雄君） １７番、辻藤雄でございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、私は野洲川廃川敷地に関する元中主町長と吉川区における確約書についてを質問いたさせていただきます。

この件につきましては、昭和６３年３月、元中主町長的那須氏と当時の議長の河野氏との間に吉川区と計３件の確約が調印され、現在に至っているところであります。しかしながら、この件につきまして履行されずにあるわけでございます。

以後、田中町長になりまして、６４年より、区において毎年そのことにつきまして確認会を行っております。この件につきましては、この確約書の３件の他に、本契約書の誠実な履行を期するため、双方が毎年１回の確認会を実施するという事も記されております。

ご承知のとおり、旧野洲川は鈴鹿山系を源といたしまして、琵琶湖に注ぐ県下最長の河川でもあり、そしてまた、竹生を起点といたしまして南北流に分かれておりまして、その川幅はそれから以後狭くなり、暴れ川として有名な川でございました。

皆様もご承知のとおり、昭和２８年には台風１３号が滋賀県を直撃いたしまして、北流の右岸、いわゆる井口・六条地先が百数十メートルにわたり決壊し、そしてまたその危険水位を突破した時点で、地元の方々がこの補強工事に出動されておりましたけれども、不幸にもその方々３名、そしてまた、南流においても同時に決壊いたしました今浜地先でも１名の尊い人命が奪われたところは記憶にまだ新しいところであります。その災害を風化させないためにも、以後、毎年９月２６日には社協をもって３名の殉職者の追悼法要が営まれ、今年も９月２６日にその追悼法要が計画されておるところでございます。

しかし、その期をもってこの野洲川を改修することが国の直轄事業として採択され、法線が決められた中において、新河川は中洲学区を縦断するという事で法線が決められた時点において、地元中洲学区においては猛烈なる反対が行われ、皆様もご承知のとおり、むしろ旗が林立するというような強引な中でもって強硬に反対されたところでございます。

しかしながら、多くの人命と尊い財産を守るために、何としてもこれは野洲川を改修せねばならないという地元有力者の説得、そしてまた、中主町においても議会をはじめ土地改良区、そしてまたあらゆる方々、区長会をもって、中洲学区から要請のありました吉川地先での300反、そしてまた乙窪地先での100反の土地の提供を求められ、いろいろと協議され、それぞれの区長会、議会、土地改良、いろいろの中において提供に合意されたわけでございますけれども、実際に提供されたのは吉川の地権者62名から成る65反のみでございます、そのことをやはり深く受けとめていただきまして、このような確約書が調印されたところでございます。

しかしながら、その後いろいろとこの確認会を継続して行っておりましたけれども、平成9年をもって何らその確認会がなされず、中断されたところでございます。その後いろいろと、そのまま放置せず、地元区といたしましても要望書を毎年、町に出しておりましたけれども、何ら回答を得ることなく今日に至ったところでございます。

しかし、合併協議会において合併基本調整案どおり、この2町の所有する財産、公の施設または債務はすべて新市に引き継ぐものとするということをもちまして、合併後約1年経った現在、何らかの形で検討されたものと思い、今回、質問に対してご回答を得たいと思ひましてこの場に立ったわけでございます。

どうか、ただ単なる地元のことだけということではなく、やはりことわざにもありますとおり、のど元過ぎれば熱さを忘れるというような、あの恐怖の中の沿線住民の皆さんの、今、科学の粋を集めて完成しました新野洲川になってから、ほとんどそのような危険を感じることなく今日に至っております。それはこういう地元の犠牲があって、そしてまたなされたものと我々も深く受けとめているところでございます。

このことにつきまして、我々吉川住民、そしてまた提供された地権者は、昨年、平地化も済み、そして盛大な中に新野洲川の完成式も挙行されました。しかし、我々はこの問題が解決するまでは野洲川の改修は完成されたものとは思っておりません。ひとつ誠意あるご回答を求めるところであります。

以上です。

副議長（長谷川龍一君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 辻議員さんの野洲川の廃川敷地に関する元中主町長と吉川区における確約書の件についてでございますが、お答えを申し上げたいと思ひます。

ただいまもお話がございましたように、昭和40年前後から20数年にわたっての歲月

と1,300反からの美田を提供いただいて、また、国においては三百数十億の巨額な資金を投じて今あつた新しい放水路ができたということで、今、安心・安全な野洲川になったということは先人たちのご苦勞のおかげである、このように感謝を申し上げ、その中でいろいろと犠牲になっていただいた皆さんには、犠牲を犠牲に終わらせないというのが本来の野洲川改修の精神でございました。私もこのことを受けとめながらずっと今まで取り組みをいたしておりました。

今ご指摘がありましたように、私も47年、48年、49年ごろは建設課長を仰せ付かっておりましたので、その辺のことについては種々、1市2町が集まるたびにこの話は出ておりました。特に63年3月12日に那須町長と吉川の区長の川端さんとが確約書を交わされた。この経過についても痛いほど私は耳にしております。どうするのだ、こうするのだ。今のここでは守山近江八幡市線と書いておりますが、国道477から下流へは絶対に守山市の所有者を失地回復で与えないということで、中主町と守山市が非常に議論をされた中にいたことも記憶を持っております。

そういうことから、河川、歴史公園の9ヘクタールの問題も、いろいろとあそこへ行くまでには議論がございました。私もその中に入っているいろいろと議論をしました。結果、あそこに9ヘクタールができたということでございまして、今はサッカー場として新しい芽を吹き出しているのですが、そういう陰にいろんな話があったことは十分に承知をいたしております。

その後、中主町ではいろいろとご苦勞いただきまして、平成9年1月14日に前の田中町長さんと吉川の区長さんとの中にまた確約書ができておることも存じておりますし、このことはきちっとこの合併の引き継ぎにも上がっておりますので、それなりの対応をしていきたい。

ただ、残念なことに、おっしゃるように、平成9年からこちら、若干の取り組みができていないという実態もあるようでございますので、その確約書の未解決の事項について、これからも問題解決について努力をしていかなければならない、こういう思いでございますが、合併しまして1年でございますので、具体的な経過の内容等については私は今のところ、申しわけございませんが、把握しておりませんので、この平成9年1月14日に確約書を変えられました3項目についての内容について、若干部長の方から補足で説明をしていただきます。

いずれにしましても、これは野洲川改修という大きな世紀の大事業の中で生まれた課題

でございますので、おっしゃるように、この問題が解決しなかったら野洲川改修は終わっていないのだと。そのこともよくわかりますし、われわれも理解をしておりますので、そういうことのないようにしていこうというのがそもそもの野洲川改修の理念でございますので、十分受けとめまして、これからも問題解決に努力していきたい、こういう思いをいたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

副議長（長谷川龍一君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） それでは、辻議員の確約書の件につきまして、細部にわたる内容のご答弁をさせていただきたいと思えます。

先ほど、市長からの答弁でもございましたように、この確約書につきましては3項目から成ってございまして、本確約書の誠実な履行を期するために、先ほど議員からもございましたように、双方が平成元年度から年1回の確認会を実施してきたところでございます。その後、確認会は一時中断ということがございますけれども、確認事項を遂行するにあたりましては、農地開発事業が進む中で事業の進捗と共に、県並びに地元と協議しながらご意見をいただき、履行の努力を続けてまいりました。

しかし、確約書の1項目でございますけれども、吉川工区と野洲川地区土地改良区を交え、協議しながら進めてまいりましたところ、平成9年2月17日に吉川工区、守山市小浜工区の下流域から順次地権者全員に仮配分をされまして、その後、縦覧手続等を経まして、平成16年7月22日付をもちまして北流工区全域が換地登記をされたという状況でございます。

こうした中におきまして平成9年1月14日付でございますけれども、吉川区長に、確認事項の1項目めの履行の件につきましては、元中主町長から、履行できなかったことに対しまして陳謝をされております。その代替案というようなことでございますけれども、支援策を提示させていただいたということございまして、その支援策の内容につきましては最大限努力を重ねてまいってきたというところでございますので、一定のご理解をいただきたいと思います。

また、2項目めの吉川下流区域で県が所有いたします地域開発区域内で第3次中主町国土利用計画で湖国風景公園吉川緑地区域に指定されておることから、現在、県事業で、一部公園事業が着手されておりますけれども、県の道路アクションプログラム計画により、県道菖蒲線のバイパスとして計画路線が組み入れていただいておりますこと

ございますので、早期完成できるように、引き続き県に要望してまいりたいと考えております。

また、3項目めでございますけれども、今年度をもちまして事業完了ということになるわけでございますけれども、野洲川農地開発事業でございますけれども、最終事業の幹線・支線農道舗装工事並びに排水路床打ち工事を現在実施していただいておりますという状況でございます。

以上の確認内容で合併時の引き継ぎをしているというところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

副議長（長谷川龍一君） 辻 藤雄君。

17番（辻 藤雄君） このことにつきましては、先ほども申し上げたとおり、地元吉川となりますと、何か吉川の利権のために言っているのではなかろうかというような思いをされる皆さんが多かろうと思います。

しかしながら、今この野洲川の整備の大改修をやるということについては既に、暴れ川で有名なことでもあり、そしてまた昭和40年3月に1級河川に指定され、その前、昭和38年に野洲町、当時はまだ守山町でした、そして中主の3町が野洲川改修促進協議会を発足されておるところでございます。そして、昭和41年12月24日に野洲川改修促進協議会で決議書というものがなされておるところでございます。

この内容につきましては、野洲川直轄改修事業を実施されるにあたり、地域住民が災害から解放され、その受益は計り知れないものがある。よって、我々関係者はこの事業完遂を強力に推進することを決意し、そのために代替地提供、先ほど申し上げました吉川地先300反、そしてまた乙窪地先100反は全面的に協力することを確約するということで、当時の中主町議会議長辻 良一、副議長東郷宗一郎さん、そして議会議員17名全員が署名捺印され、そしてまた中主町区長会吉川亥一郎、副が田中利一郎さん、そしてまたその他区長会全員19名、そして農業委員会、当時の農業委員長川尻茂一さん、そして副は井狩公一さん、農業委員全員20名が署名捺印されているところであります。

そのようなことから、いわゆる確約書はこの3月12日に締結されておるところでございますけれども、その当時の中主町議会においては総合開発特別委員会というのが設置されております。そのときの委員長は白井委員長であったように記録されております。このことにつきましては、守山市においては強硬な態度は変わらないと。野洲川北流敷地にお

いては、現行協議に終わっては確約ができないということで、平地化改修の安全率について考案するというので、白井委員長は、吉川地元の話し合いがまとまらない場合は、野洲川敷地の問題は解決できない限り、事案の提案はできないということを町長に意見をされております。

それを受けて町長がこの確約書を作成されたところでございますけれども、本当にこれが今日まで履行されようとした形跡が全く、残念ながら、見当たらないわけです。先ほども述べましたとおり、ずっと確認会が行われておりましたけれども、今日まで確認会の中におきまして、ずっとこれは履行すると言いつけておられます。これは町長と地元区長だけでなく、町の方からも幹部職員、そしてまた区からも協議員一同が皆出席をいたしております。

この平成3年以前は区長は川端昭治さんでしたので、後の中主町助役で亡くなられましたけれども、その記録がございませんので、この確認会の議事録は平成3年からのものがございますけれども、まず平成3年には、町長は3項目の確約事項については極力努力するというので冒頭おっしゃっておりますし、ずっとそのことが続いております。

平成4年に至ってはいわゆる県道まで、先ほど面積はおっしゃられませんでしたけれども、県道までの38反といたしては守山市との間で何らか詰めていきたいということは当時の重高部長も言っておりますし、その後ずっとなにしてますと、ここで問題なのは、これが事実だったかどうかということをおひとつ確認しておきたいのですが、助役が平成8年2月16日の確認会において、当初、国から中主町への配分の土地を、守山市分が不足のため、譲渡したということでありまして。このようなことがこの確認会で助役の方から発言されておるところでございますけれども、国から中主町への配分の土地を、守山市の土地が不足だから、それを譲渡したというようなことを発言されております。

当時から、その36反については小浜天満宮の土地がそれに充当する土地だということ、それと同時に、その土地がたやすく入手できるだろうというようなことでございますし、そしてまた、最後の9年の確認会においてですが、中主町長は今日までの経過を踏まえる中で、できることなら一日も早く解決に向かっての検討案をお願いしたいと。確約書を履行しようとするれば、土地の取得に、ある一定の期間が必要である。仮換地になっている部分の場所を考えると、今すぐには到底難しいことであるが、このようなことから、十分にご理解いただけると。

最後に、先ほどのとおり、時間をかけてとなると、いつの時期までのとの確約はできな

いが、今後そのような進め方にあっては、いつかは可能と考える。その他、歴史公園の土地問題、小浜天満宮の土地問題、守山市とは話をしたところであるが、地元小浜との段階でどうにもならないことが起きていると。これを最後に、以後、協議がなされていないわけです。

先般、ご承知のとおり、この9ヘクタールの土地を利用してのサッカー場を誘致したことについて、守山の市長並びに奥田助役が協力を求めるためにお越しいただきました。そのときも守山の市長にも申し上げていましたけれども、やはりこのことにつきましては、守山市としては確約書は何ら関係はないけれども、市長、あなたも地元小浜の出身だから、このことについては理解ができるであろう、ひとつ道義的な責任を吉川に対してしてくれということをお願いしたところ、市長自体は、私独断では何ら今即答することはできないけれども、帰り次第、また地元の田中町長とも協議して、何らかの形で今日までのご苦勞に報いたいというふうなご返答をいただきまして、その後速やかに守山市からは誠意を見せていただきました。

これはどんな形でどんなことだということは申し上げられませんが、即やってくれました。しかしながら、合併直前になって、田中町長と直接は話はしておりませんが、白井助役を通じて田中町長いわくは、吉川はそれだけのことをしてきたと。あとはこれにならなければ、もう新市に引き継ぐというようなあっけない返答でございました。

これは先ほど申し上げたとおり、本当に62名の地権者があって、このような大工事も完成したわけでございます。先ほど市長も申されましたとおり、これが解決するまでは我々は、何度も申し上げるようでございますけれども、野洲川の完成はまだ認められませんので、ひとつそこを、先ほどのご答弁の中において、善処するとか、検討するとか、いろいろございましたけれども、何ら具体的な返答をいただいておりません。私ももうこの場で質問をする機会はないので、ひとつ誠意ある回答を再度お願いいたしますので、よろしく願いいたします。

副議長（長谷川龍一君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 具体策をとということでございますが、本当に申しわけございませんが、今ここで、これとこれをやりましょうという確約はできませんが、今いろいろとお話を聞きました経過なりをして、それなりの対応はしていかなざるを得ないという引き継ぎも受けておりますので、今後、皆さんと協議しながら進めていきたいと思っております。

ただ、守山市との話は今ここで私は初めて耳にしました。その辺のことも守山市等を含

んで話し合いをしながら、今後どうすべきかという方向付けも目指していきたい、こういう思いをいたしております。

確かに63年からずっと平成4年にわたるこの間の非常に苦勞をいただいた記録はここにもあるのですが、当時私も助役という立場でこの会議に出ておりました。守山市と中主さんのことで、人ごとだという思いでは決して聞いておりませんでした。これは大変な話だなという思いもしておったわけですが、その当時、うちの町長さんは県の役員等いろいろ役員がございまして、会長ではありますが、余りこの会議には出られなかったということから、絶えず私が出ておりましたので、その時分のご苦勞に対しては私も十分把握しております。

その後のことについて、若干今もご意見が出ましたが、新しい野洲市ができて、将来どうしていくのかというのは、恐れ入りますが、これから検討させていただく、こういうことにしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

副議長（長谷川龍一君） 辻 藤雄君。

17番（辻 藤雄君） くどいようでございますけれども、再々度の質問をさせていただきます。

先ほど、これは中洲学区の要求の土地300反及び乙窪からの100反については、これは吉川から300反というわけではございません。要するに、兵主学区、中里学区、そこからとりあえずこの新野洲川の保全に係る人らの田地畑が全くなくなる。そして、当時はまだ現在と違って米の値段も2万円以上してあった時代ですので、お互いがやっぱり出すのは忍びないと。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、多くの人命と財産を守るために犠牲をせねばこの大事業はできないというようなことから、それぞれ提供願ったわけでございます。

しかしながら、先ほどの3項目の中でも2項目の中において、これが廃川敷地、そしてまたこれが湖岸工事の中の埋め立てです。65反、そして、これはその中に水源地の用地を入れますと約110反。その敷地を当然こちらの方で換地してもらったにもかかわらず、これを放棄して、そして、できるだけこの吉川の地先のここで、守山から多くの方が吉川のところに来るのをできるだけ防ごう、そのために湖岸を放棄してでも吉川の地先で確保しようというようなことからでした。

けれども、その当時、提供者には美田で返すという約束があったわけですね、市長。に

もかかわらず、今見ていただいたらわかるように、あれが美田と言えますか。その後、やはり2万円してあった米も余ってきて、減反になり、そしてだんだんと米価も下がってきました。今ではもうもらわなかった方がよかったという思いが中にはあるかもわかりません。

しかし、これはやはりこれだけの確約書の履行というお互いの信頼関係の問題でございますので、今後これを風化させないためにも、私のいない後もひとつよろしく願い申し上げます、私の質問を終わります。

以上です。

副議長（長谷川龍一君） 次に、通告第19号、第8番 田中弘一君。

8番（田中弘一君） 文書の配付をお願いします。

8番、田中弘一です。議長のお許しを得ましたので、私は次の2点について質問します。

過激な性教育とジェンダーフリー教育について。

少子化の中で、子どもは社会の宝、国の宝です。この子どもたちの将来を見据えた教育が非常に大切と考えます。過激な性教育やジェンダーフリー教育は子どもを壊す、家庭を壊す、社会を壊す、危険きわまりのないものであります。

過去3回、定例会で過激な性教育やジェンダーフリー教育などの問題点について質問してきましたが、現状が正しいとの認識に立った回答でありました。過激な性教育は慎重に行うべきであります。性は命につながる神聖な問題であります。そうした基本的な考えを教えずに性交の仕組みだけを低年齢の子どもたちに教えていけば、子どもの一生を台なしにしかねないおそれがあると考えますが、見解を伺います。

6月の定例会で、多くの心理学者が早くから性の科学的知識を与えることは有害であると警告していることについて質問しましたが、回答がなかったので、再度質問します。

子どもの発達段階に応じた性教育は必要と考えますが、発達段階に個人差があるのに、画一的な教育は問題があると考えます。多くの心理学者が有害であると指摘されていることを紹介します。

心理学的に見ると、5歳から青年期にかけては、性に対する好奇心はあっても、それが抑制され、いわば中性的な時期と言われています。この時期は性の潜伏期で、性欲が抑制されているからこそ、家庭も学校も教育の場として純粋に機能するのであって、教育効果を上げるにはできるだけ性的なものから遠ざけておいた方がよいと言われています。

また、性に対する未熟な段階の関心は不自然であります。人格の発達を抑制したりゆがめたりすると指摘する児童心理学者がいます。小田晋筑波大学教授によれば、心理学的に

見て、この時期に男女の性について唯物論的な意味での正しい認識を持ってしまうと、父親や母親との関係が無条件の信頼関係でなくなってしまうと言っています。信頼関係がいつまでも無条件であり得ないことは確かですが、それが早い時期に生じた場合、問題が大きいと言っています。

米ウエストバージニア大学で児童心理学の発展と家庭研究の準教授をしているフランツ博士は、科学的知識だけを教えて、価値観を教えない性教育は、青少年が到達しようとしている認識の本質を理解していないために、効果的でないと語っています。子どもたちの多くは、何が求められ、自分たちが今行っていることが将来どのような影響を及ぼすかを考えることができないというのです。子どもたちに科学的知識のみを与えて合理的な判断と行動を期待するということは極めて非現実的だと言うのです。

以上のことから、子どもたちが性に関する質問をしても、理解できる範囲で答えれば良いと考えますが、見解を伺います。

中主小学校の図書館にある「性についてはなそう！」の絵本について質問しましたが、調査するとの回答でありました。話だけでは理解してもらえないと思いますので、ほんの一例として別紙のコピーを参考に配付しました。皆さんはどのように感想を持たれるでしょうか。白黒ですので、カラーをお見せします。

これは性交の場面の写真です。これが、好きだったら性交もしたらいいというような意味の文章が書いてあります。絵だけじゃなくて文章も読んで下さい。そういう意味のもんです。これは、離婚の勧めというわけじゃないのだけれども、話が合わなかったら離婚してもよいと。また再婚してもよいというようなことが書いてあります。そのように、皆さんに白黒コピーをお渡ししたのですが、どのようにお考えでしょうか。

小学校2年生の娘さんが借りてきた本に性交の絵が大きくかかれており、「読んで」と言われたが、「これは悪い本だから、すぐに返しなさい」と言い聞かせたということについて質問しました。そのときの回答に「親御さんの態度についてはこれから啓発していかなければならないと思います。その2年生のお子さんは既にそういう図書を選ばれたということは、かなり興味・関心を持たれたということですので、おうちへ帰られても、それを教育の機会ととらえていただければ、性教育の成功につながったかなと思います。悪い本と言っていただきますと、このお子さんはこういうたぐいの本に関しましてはどのような姿勢になるのか、ちょっと心配されます」との回答でありました。果たしてそうでしょうか。

この絵本はシリーズであり、性行為や家庭の問題を常識的に考えられないとらえ方をし

ていますが、これでいいのか、疑問に思います。また、2年生の児童が性に関心を持つとは思えません。子どもたちには、どの本がよいか悪いか、判断能力がないわけですので、わかりません。このことについて見解を伺います。

また、12月定例会での質問の回答では、性教育は個々の成長に応じて進める必要があるから、保護者や地域の声を聞いて進めると言っていましたが、保護者の意見が上がると、親を教育する必要があると回答されました。この12月の定例会と6月の定例会の回答に矛盾はないのか、見解を伺います。

最近の女の子は非常に乱暴になっているし、責任を引き受けない男の子もふえています。ジェンダーフリー教育の影響は否定できないと考えます。

また、男女共同参画という旗印のもとに、小学校の運動会の組み体操や騎馬戦まで男女混合である必要があるのだろうかと質問しました。その回答は「最近サッカーも女性がやる時代になりました。運動に関しましても男女は共学しておりまして、学校教育の方向にあります」とのことでした。確かにどの種目にも女性が進出していますが、国体やオリンピック、プロの世界でも男女混合はありません。この回答には矛盾を感じます。

また、議会を傍聴された保護者から「小学校も高学年になれば、男女の性差がはっきりとしてきます。不必要な身体的接触は避けてほしいというのが女の子を持つ親の素朴な願いです」と言われています。男女混合の必要について、見解を伺います。

ジェンダーフリー教育が推進される中で、子どもたちが忍耐したり、自己を克服していくという機会が余りにも奪われているように思われます。学校でそのようなことが学べなかった場合、兄弟、姉妹の少ない家庭の中では、よほど保護者が意識していかなければ、そのようなことはもっと学びにくいと思われます。社会生活に適応しにくいフリーターやニートの増加は、忍耐力や克己心、協調性、奉仕する心の育ちににくい、今の公立学校を中心とした学校教育にも責任の一端があると思われそうですが、見解を伺います。

次に、市三宅地先（剣先）の県有地の活用について質問します。

旧野洲川の南北分岐点に位置する、俗に剣先と言われている圏域について3月定例会で質問しましたが、この構想も、いま少し可能性を含めた事業計画の検討が必要であり、17年度の予算で調査する予定との回答でありました。

17年度の予算で東西医学融合健康科学総合センター構想の調査委託料約500万円が計上されています。また、平成18年度、国・県要望書の17ページに「野洲川廃川敷地地域開発用地の土地利用について」で、C地区については交通アクセス至便の地区であり、

今後、県事業として公共公益施設の整備などによる当該地の高度利用に向けて特段の配慮を願いたいと要望されていますが、訴え方が弱いように思います。この県有地はJR野洲駅北口から約2キロと近距離で、幹線道路などの交通アクセスの整備が可能な立地条件を備えています。この用地10ヘクタールの有効活用を早急に図るのが今後の市の発展に必要と考えます。このテーマについて当市の取り組み状況と進捗状況を伺います。

以上です。

副議長（長谷川龍一君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） お答えの足りない分は教育長が補足をいたしますが、まず、田中議員の過激な性教育とジェンダーフリー教育についてのご質問にお答えします。

ご質問にもありますように、少子化の中、子どもたちは社会の宝です。将来、未来を担う子どもたちです。学校教育では、子どもたちの未来を見据えた教育を実践しているところでございます。その中で性教育、男女共同参画に関する教育というのは、子どもたちに命の大切さ、生きることのすばらしさを伝えるものだと考えて実践しております。

現在、本市で行っている性教育、男女共同参画に関する教育は学習指導要領に基づき、市内各学校が子どもたちの実態に合わせて年間計画のもとに計画的・系統的に行っているもので、いわゆるジェンダーフリー教育ではございません。

子どもたちの現状を広く見てみますと、本市ではございませんが、中学生でも性交の体験、性感染症、望まない妊娠等の現実がありまして、残念ながら、それは増加傾向にあるというふうな報告も知っております。また、不幸にも性被害に遭う子どもたちも増加している、許せない社会ではございますが、そういう中であって、性を歪曲したメディアも氾濫しております。

こういった現状を踏まえまして、子どもたちに小学校から正しい性教育を実施していくことは重要であると考えています。

議員がおっしゃっております「性についてはなそう！」という絵本につきましては、後に調査いたしますと、保健室に保管して、保健室へ質問に来る子どもたちに正しく知ってもらうための絵本として配置をする予定だった本のように聞きました。

また、男女共同参画に関する教育を実施していくところでございますが、これにつきましては、社会的につくられた性にとらわれずに、自分らしい生き方を目指すものでございます。女の子も男の子も、無責任であったり乱暴であったりすることはよくないことだと思います。男女にかかわらず、責任を持つこと、礼節を保つことは大事なことでございま

すし、自己の克服、忍耐力は学校教育全般の中で身に付ける実践をしているところでございます。

最後に、前回にもございまして、今回もご質問いただいた、早期からの性の科学的知識を与えることは有害であるとの心理学者の警告につきましてでございますが、逆の心理を言う医師もおりまして、今のところ、性教育が絶対の有害であるというふうには確認しておりません。

文科省も、しかし、この現状をとらえまして、中教審におきまして性教育のあり方について議論をなされているところであるということも承知しておりますので、今後、性教育に関わりましては正しい方向で実践できるよう、文科省の回答も参考にしながら実践してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

副議長（長谷川龍一君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 田中議員の2点目の市三宅地先の県有地の活用についてお答えいたします。

3月の定例会でもお答えいたしました。現在は東西医学融合健康科学総合センター構想の整備を県に対して要望しております。この構想は、急激な高齢社会と疾病構造の変化に伴い、住民の医療・保健に対するニーズも多様化、高度化になってきており、医療に限定することなく、病気を予防し、健康を維持・増進していくことの重要性がより強く認識されるようになってきていることから、東洋医学のすぐけた経験を西洋医学と結び付けることによって、これまで以上の治療効果を得ようとする構想です。

今年度はこの構想の調査費として495万6,000円の予算をお認めいただいたところでございますが、折しも平成17年度の全国都市再生モデル調査が国の内閣官房都市再生本部から提示されましたので、去る5月12日に野洲東西医学融合健康科学総合センター構想推進プロジェクトとして応募申請いたしました。本市としては、国内に前例のない新しい取り組みでございますので、まず国の規制緩和の判断で認めていただければ、今後の事業展開が可能となりますので、大いに期待していたところでありましたが、去る6月24日付の連絡で内閣官房都市再生本部から不採択との通知を受け取りました。国の判断は、私どもの構想を事業として認めていただけなかったわけでございます。

本市といたしましては、東西医学融合健康科学総合センター構想の調査費の予算があるわけでございますが、一方、国の制度の障壁もこれまでと同様にあるわけでございます。

で、この壁を打ち破る手法について、構想を最初から組み立て直すことも含めまして、立命館大学や滋賀医大の関係者等と協議しているところでございます。

以上が現状でございます。お答えとさせていただきます。

副議長（長谷川龍一君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 田中議員の質問にお答えいたします。

まず、今日資料を提示していただきましたこの本は「性についてはなそう！」という絵本なのですが、これは先ほど次長が申し上げましたように、学校の図書館に置く本ではなかったと。調査をしましたところ、それは、申し上げましたように、養護教諭が個別指導をするために購入した本であったのですが、学校の中で少し手違いがございまして、学校図書館に紛れ込んでいた。直ちにこれは保健室に移管をしております。多くの子どもたちがこれを借りたということではございません。

それから、皆さん方はこれを読んでいただいたらわかると思うのですがけれども、低学年の子どもたちには、漢字も入っていますし、読解が難しい、こういうふうに思います。

それから、この性教育につきましては、学習指導要領に基づきまして、保護者の理解と協力を得ながら校長の責任のもとで教育が進められている、このように私は認識をしております。ですから、この本を使って一律に教室で性教育を行ったということではありません。それをご理解いただきたい、このように思います。

しかしながら、いろいろ心配するところもご指摘いただいております。校長を信用しておりますけれども、再度、校長会でもう一度、各校の性教育についてしっかり見るように指導をしたい、このように思います。

以上、お答えとさせていただきます。

副議長（長谷川龍一君） 田中弘一君。

8番（田中弘一君） 簡単なやつから、質問します。

まずはじめに、この本ですけれども、今、次長も教育長も保健室ですか、置いておいた、そういうつもりだったということだけれども、先日、8月2日付で市長が「市長への手紙」の中で書かれている回答を見ますと、「その後、調査しますと、中主小学校と図書館分室とに置かれていました」と書いてあるのです。今言われておることと違いますよね。図書館分室にもあるというふうに書いてあるのです。これはうそですか、どちらですか。どちらが正しいのですか。これは市長の回答文書ですよ。誰が書いたか知らないけれども、これが1つ。

それから、皆さんずっと学習指導要領に基づいて云々という、認識しておりますという回答、そればかりなのですよね。我々はそれはおかしいのと違うかということで何回も、12月から3月、6月と、同じことばかり言っているわけです。ところが、それから前へ出てこないのです。

学校の性教育を見学しておりますと、どこかの学校、旧野洲町の学校だと思っておりますけれども、3年生で性交の仕組みを教えているというふうに書いているわけですね。それを何回も言っているわけです。文科省に聞いたら、それは学習指導要領から逸脱していますよという話も聞きました。これに対してもまともな回答がないわけですね。前回、最後にごまかされたような感じで終わったわけですね。

それから、「市長への手紙」の返事の中に「正しい性教育」と書いているのです。正しい性教育とはどんなものなのですか。私がいろいろの本で読んでみますと、読み上げますと、「正しい性教育のねらい」というので、異性の理解、異性への敬愛、家庭生活の理想的な建設の素地を養う、科学的な性の理解、性環境に対する対応能力、これらが性教育に必要なのだと。

今の野洲市立の学校は、正しい性教育をどういう目的でされているのか。科学的な知識だけ教えて、その価値観を教えているのかどうか。価値観を教えなかったら何もならないと思うのです。かえって、教えない方がましだということになるかもわかりません。そういうことであります。

小学校の3年生、4年生の子どもに性教育を教えると、子どもは不潔感を抱き、両親の権威は地に落ちるといって、「実践的な性教育」という中で言われているのですが、「学校で男と女の交わっている絵を見せられて、即物的な性教育を受けてきたとします。その子は性交に対する興味や関心がまだないのに、半ば強制的に知らされるわけです。すると、人間の性というのはそういう即物的なものかなと思ってしまうわけです。それで家に帰ると、お父さん、お母さんに対して生物的な男と女の交わりのイメージを抱きます。両親に対して不潔感を催すわけです。子どもは精神的に傷付きます」というふうに書いています。

こういうふうに、正しい性教育とは何ぞやということなのですが、要は科学的な知識だけを教えるのではなしに価値観を教えないとだめですよということなのです。それをされているのかどうか。正しい性教育をしていますと今言われたのだけれども、しているのかどうか。

それから、未熟な段階から性教育をしてはいけないという話をしたのですが、事の善悪

というか、よい悪いが余りまだわからない子どもに性交などいろいろなことを教えることがいいのかどうか。

それで、子どもに任せるわけですね。子どもの人権というのを大事にするのか知らないけれども、してはいけないということを言わないで、そういうことだけ教えると。してはいけないとここに書いてあるのですけれども、山本という人の本の中身のことなのですが、たとえ親や教師であっても、子どもたちに「してはいけません」ということを言うべきではないと言っています。たとえ言ったとしても、24時間監視して守らせることはできないしと、あほなことが書いてあるわけですね。やっぱり教えるだけ教えておいて、悪いことは悪いなど、そういう事の善悪ということもきちんと教えないとだめだと。

それからもう一つは、子どもが疑問に思って質問、赤ちゃんはどこから生まれてくるのだというような質問があったときに、その答え方にもいろいろまたあると思うのです。そういったことを十分に考えて性教育をされているのか。いろいろな情報から見ますと、その辺がかなり私は疑問に思っています。

1つ、こんな話があるのです。子どもの好奇心を利用して教育しているのと違うかと。子どもたちが性に目覚め、赤ちゃんはどこから生まれてくると質問したとき、それに答えられなければ、子どもは性のことは大人に聞いても無駄だと悟り、友人とポルノから間違った情報を取り入れるようになっていっています。性器、性交の事実が子どもたちのニーズであるから、子どもの質問にはごまかさずに答え、子どものニーズに応えるべきであると。

ところが、子どものニーズがあるからといって、それにすべて応えることが教育ではありませんと言われているのです。子どものニーズが求めるままに無条件でそれを与えるとすることは、教育的配慮を欠いたものであると。やっぱり教育的にものを考えて、そういうニーズがあっても、してはいけないことはいけないなど、いろいろなことを教えて初めて教育というものが言えるのだと思うのです。

こんな何か学習指導要領などと言われますけれども、学習指導要領も、この間、雑誌を読んでいったことがあるのですが……。さっきの山本さんというのは「人間と性教育研究所」所長の山本直英さんですか、この人がいろいろそういうことを言われているようです。性の自由や、性器、性交などと言われています。とりあえずそこらで回答願います。

もう一つ、ジェンダーフリーの関係なのですが、女らしく、男らしくというのは否定していませんというのを前回言われました。しかし、現実に男女混合名簿や、運動会での騎

馬戦や組み体操など、そういうのを男女混合でやっているということなのですが、これはジェンダーフリーじゃないかもわからないけれども、男女平等というもとにそういうことをされているのですね。それは何のためにいいのかなということなのです。

前回の質問の中で、ジェンダーフリー教育はしていませんけれども、社会的、文化的、固定的な役割分担を排除する教育はしていますという回答がありました。それに対して、人間は本能によらず、文化や社会的学習によって初めて男性のあり方、女性のあり方を身に付ける生物ですと。そうした固定的な男女の型を学習しないと、男も女も育たないと言われているのです。男らしく、女らしくというのは絶対否定したら私はだめだと思うのです。ところが、往々にしてそういうことをやられているわけですね。

それからもう一つ、剣先の話ですけれども、先ほどの答えが私は理解できないのだけれども、そうしたら、現状はもう決まっているということなのですか、簡単に言うと。

それと、予算のときに、大学の先生や産業界の人に入ってもらってプロジェクトか何かする、そういう話も聞いたように記憶しているのですが、そこらはやられているのですか、やっていないのですか、どうなのですか、その辺。

以上です。

副議長（長谷川龍一君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 田中議員の再質問にお答えいたします。たくさん言っていたかもしれませんがけれども、また個別につきましては次長の方から話をさせていただきます。

まず、先ほど申し上げました「性についてはなそう！」の絵本でございますが、分館にはあるというふう聞きました。中主の分館、あそこには置いてあるということでございます。

それから、この性教育もそうですし、男女共同参画のこの考え方もそうですが、この議会の内容を一般市民の皆さん方もご存知でございますして、いろんな考え方がありまして、教育委員会の答弁を指示して下さる人もありますし、価値観が多様化しているといいますが、やはり時間をかけてきちっと、この前も出ていましたけれども、教育は中立でないとだめだと。こういうようなことで、ですから、ただいま田中議員の方からいろんな質問が出ました。これは記録がちゃんとされていますから、校長会にもこの質問の内容を投げかけまして、そういうような観点で各学校の性教育について再度点検をしていくと。

しかも、私が把握しておりますのは、保護者の理解や協力を得ながら進めているのだというふうに聞いているのです。したがって、それを信じているのですけれども、さらに保

護者の意向も十分に今後聞いていくように、そういうようなことで進めたいと思います。

以上、お答えといたします。

副議長（長谷川龍一君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 田中議員の再質問にお答えしたいと思います。

正しい性教育とはとおっしゃいました。先ほどお答えいたしましたように、学校は計画的に系統的に行う教育の場でございますので、もちろん性教育の中の価値観と申しまして、そういう面での指導もしております。

どこかでお答えしたかとも思うのですが、その性教育の出発点の系統的なものを申し上げますと、小学校1年生、生理的側面の方では、お風呂が好きだということで、自分の体の清潔感を学びます。清潔にしようという習慣を身に付けさせること、これは教科ではございませんで、学級活動の中です。

同じく、自分の体を大事にすることと同時に、もう一方では心理的側面といたしまして、これも学級活動でございますが、男の子、女の子の分け隔てをしないで、みんなの体を大事にしようということで、仲よく遊んだり学習したりする態度を育てるといふねらいをもって、みんなを仲よくさせるという心の教育を行います。

それから、これはずっと先の、先ほど申しました話の中ではいわゆる性感染症、あるいは最近の心配ではエイズのこともあります。社会的側面の方で申しますと、もし転んだらという、けがのときの手当について、血液のごく初歩的な理解をさせながら手当、きれいな手で行う必要があるということで、手洗いなどもし、けがの部分も清潔に洗って治療をするというようなことなど、いわゆる性教育につきまして一方だけの教育をしているわけではございませんので、この点をご理解いただきたいと思います。

それから、善悪判断はどうだというふうにおっしゃいました。もちろん学校は集団生活の場でございますので、自分だけがよければよいというものではございませんし、これはしてはいけない、これは頑張ってみんなでしようなど、あるいは一人で頑張って最後まで仕上げようという学習の場面はいろいろございますので、その指導を行っております。

そういう意味で、学校では何につきましても教育的配慮を行っておりまして、子どもたちの健全な安心した安全な生活と共に学校生活が送れますように努力をしているところでございます。これにつきましては、先ほど教育長も申しましたが、保護者の皆様のご理解も得よう頑張る努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

副議長（長谷川龍一君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 田中議員の再質問にお答えさせていただきます。

この構想の現状はとまっているのかというご質問でございますけれども、先ほどもお答えさせていただきましたように、今年度、国の全国都市再生モデル調査にこの提案をいたしまして、応募いたしました。しかし、国の方から不採択ということでございますので、現在、国の制度の障壁も、この前と同様、あるわけでございますので、これを何とか克服できる方法、手法等を根本的に考え直すということで、今、再検討をもう一度一からやり直しているという状況でございます。

ただ、この構想の中心的提案をいただきました立命館大学の岸本教授が今現在、台湾の方へ出張されているという状況がありますので、若干歩みが緩くなっているわけでございますけれども、近々帰ってこられますので、また早急に詰めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

副議長（長谷川龍一君） 田中弘一君。

8番（田中弘一君） さっきの一番初めの質問で1つ回答してもらっていないのがあるのですが、教育部次長が12月の定例会のときに回答された内容、それから、この間の6月の定例会で回答された内容の食い違いがあるのですが、そのことの回答をいただいておりますので、お願いしたいと思います。

それから、性教育の教科書の問題なのですが、どうも聞いていると、性教育の教科書というのはないらしいですね。理科の教科書や保健の教科書など、そういうところに入っているというように。私はこの間、教科書の話で、教科書に入っているものだと思ったら、性教育の教科書はないということを最近知ったのですが、理科の教科書や保健の教科書に入っているというように理解をしたのですけれども。

だから、問題は副読本に問題があるのだということなのですが、先ほど言いました「人間と性教育研究所」所長の山本さんの教育の仕方と申しますか、考え方、それを読み上げますと、「小学生から性器、性交の事実を教える」「人間らしい性交として、ふれあいとしての性交、快楽としての性交」「性器の自分のものという考えに立ち、10代の性交の自由、自慰の自由、妊娠・中絶の自由、異常性愛の容認など」「性を結婚・家庭から切り離し、離婚の勧め、結婚制度や一夫一婦制の否定、婚外交渉の容認など」「男らしさ、女らしさ、母性を否定し、中性化による男女の平等を図っている」、こういった5項目の内容を主として副読本で書かれているようです。私はその本は読んだことがないのですが、そういうよう

に別の本で書かれております。

これを読んでみますと、さっきの絵本じゃないけれども、絵本とよく似ているのです、考え方としては。同じような考え方なのです。そこら、この絵本については子どもの目に届かないところへ引き上げてほしいと思うのです。小学校は養護室に置かれているというのは、それはそれでいいのかもわかりませんが、図書館の分室にあるということだったら、誰でも借りられるわけですね。誰でも借りられるようなところに置かないでほしいと思うのです。

たまたま今回の場合も、中主小学校にあったのを小学校2年生の女の子が借りてきて、さっき教育長が言われたように、一人では読めないから、お母さん読んでと言ったら、びっくりしたとお母さんが言っておられるのですね。そんなことだから、引き上げてどこかに隔離するか何かしてほしいと思うのです。

それから、15年1月に警察庁の調べによりますと、これは高校生が対象なのですが、見知らぬ人とセックスすることを本人の自由だと答えている中高生が68%、セックスでお金をもらうことが本人の自由というのが45%いますよということなのです。これはこういった教育、社会のそういう性風俗といいますか、性の情報といいますか、そういうものも影響していると思いますが、学校の教育も、こういったことを知って教育をします。事の善悪を教えるということも必要だと思うのです。

それで、これはまた先日9月9日の朝日新聞の中にも載っているのですが、全国高等学校PTA連絡会が約1万人の高校生に聞いた。それによりますと、高1女子の15.1%、同男子の11.7%が性行為を経験済み、高校3年になるとそれぞれ女性が38.6%、男子が29.7%に上がったと。3分の1ぐらいがもう高校生で経験しているわけですね、性行為を。それから、性行為の意味をいつ知ったかという問いに対して、高1女子の56.8%、同男子の43.8%が小学生のときに見たり聞いたりしたと。これは学校の教育もあるかも知れません。

そういうように、性教育がどういう影響をするのかということを考えながら教育をしてほしいと思います。正しい性教育というのは何なのかというのを先ほど言いましたように、やっぱり事の善悪や価値観をしっかりと教えながら教えるということだろうと思うのです。

それからもう一つ、これはジェンダーフリーに関係するのですが、15年の秋に日・米・中・韓の高校生の意識調査、これは一橋文芸教育振興会と日本青少年研究所のアンケート調査があります。「女は女らしくすべきだ」との設問で、日本で肯定したのは28%、米国

は58%、中国は72%、韓国は48%でした。「男は男らしく」も、日本で肯定したのは43%、アメリカは64%、中国は81%、韓国は55%。また、「結婚前は純潔を守るべき」は、日本は33%、アメリカは52%、中国は75%、韓国は74%。

こうのように、昔は日本は純潔教育というのは、我々は純潔教育を習ってきたたぐいの人間なのですが、そういった状況と今は、先ほどから話が出ている学校の性教育も関連するのでしょうか、社会的なあれもあると思いますが、こうのように、日本が1番から落ちているわけですね、意識調査でも。しかも、これは高校生の意識ですから、問題だと思うのです。

アメリカでは最近、ここ2年ぐらい前から純潔教育を進めないといけないという話が動いているようなのです。というのは、アメリカは今、離婚が半分以上、5割が離婚するというような状況になっているようです。それから、妊娠や中絶など、そういうことも非常に多いということが言われています。それで、純潔教育を見直さないといけないと。昔は、アメリカはキリスト教ですので、そこらはきちりやっていたらしいのですが、今の日本と一緒に、だだだっ性教育の方に走ってしまって、そして結果的に性の関係が乱れてきたということから、最近、クリントン大統領が何かのときに、純潔教育を見直さないといけないと。

そんなことで、新純潔教育というのがあるのです。家庭完成を目的としてすると。それから、人格教育の一環として男女共に求められると。性教育というのは人格の形成のプロセスだと思うのです。これが目的じゃなしに、人間の人格を形成する一つの過程としてそういう性教育も必要だということだと僕は理解しているのですが、間違いかどうかは知りませんが。

それからもう一つは、性の目的は真の愛の完成にあると見ると。禁欲主義教育ではない。こういった新純潔教育というのが最近出ているようなのですが、日本も大分落ちてきたので、ここらでふるい落とされないように、見直さないといけないのと違うかと。

学校の先生にお願いしたのですが、ここに、この間その絵本を借りられたお母さんの文章があるので、読ませてもらいます。「性は心の奥深いところに刻まれる大切な部分です。子どもたちが性的に健全な感覚を持つことは、将来、健全な家庭を営む上でも極めて重要です。このように、人生というスパンで子どもに責任を持つのは親を置いて他になく、学校にはその一部分を、学校と先生を信頼して委託しているにすぎません」というように言われているのです。これは当たり前のことです。学校は学校だけですので、学校の先生は

子どもの将来に責任を持って性教育なり、またいろいろなことを教育していただきたいと思いをします。

私も孫が何人かいるのですが、先ほど小学校2年生の女の子というのがあったというのですが、私も倉敷に小学校2年生の女の子がおりまして、先日、夏休みに1週間ほど帰ってきたのですが、性に関心を持つというのはないようですね。小学校2年生というのは本当にままごとをしている状況ですよ。先ほど教育部次長は性に関心を持たれたら云々という答弁をされましたけれども、そういう状況なのです。そこらももう少し認識を改めてほしいと思うのです。何でも机上論みたいな物の考え方で進めてもらったら、子どもを預けられないと思うのです。やっぱりそこらをきちんと状況をよく把握しながら、間違いのないように教育をお願いしたいと思いをします。答えられるところがあったら、答えて下さい。

私の要望も含めて、終わります。

副議長（長谷川龍一君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 田中議員の再々質問、お答えになるかどうかはわかりませんが、感想も含めまして、私の思いを語らせていただきます。

性の乱れといいますか、先ほどもアンケート等で紹介をいただきましたが、私もその傾向はあるというふうに思いをします。この間も青少年の育成会議のところ、野洲駅に不要なそういう本を処分するあれがあるのですが、セックスに関わりますビデオ等がいっぱい、恥ずかしいくらい出てまいりました。そういう状況でございます。

したがいまして、こういう状況を踏まえて、より正しい、子どものためになる性教育をしていかなければいけない、これを改めて思うところでございます。ということは、学校だけでなしに、これからはもちろん家庭もそうです。社会教育もそうです。みんながもう一度、いわゆる学社融合という、この子育ての観点で取り組んでいく必要があるのではないかと、こんなことを思っております。

正しい性教育とは何なのか、現実を踏まえまして、いろんなご意見が出ましたから、これを校長会にまた返しまして、そして、再度正しい性教育になっていきますように、さらに努力をしてみたいというふうに思いをします。

以上、お答えといたします。

副議長（長谷川龍一君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 最後のご質問で、12月の説明と6月の説明が矛盾しているのではないかとおっしゃいました。

12月のときにお答えしたことについてでございますが、性教育は、議員さんがおっしゃるとおり、とても大切な、根幹をなす教育であるというふうに認識をしておりますので、そして、個人差もございますし、子どもたちのもちろん興味・関心の度合いの違いもございますので、これにつきましてはやはり保護者の皆様のご理解をいただきながら進めなければならないということでお答えさせていただいたと思います。

6月のときにお答えさせていただいている分につきましては、お子様がお借りになった本、私も倉庫に置いているのですが、そのときにも、保護者の方が一緒に見ようみたいな話しかけをして下されば、またその子の学習につながるかなというふうに言わせていただいた分だと思えます。

啓発など、ご理解いただく部分の学校の努力が足りない部分につきましては、今後も学校の方から保護者の方に連絡をとりつつ、理解を求めつつ学習を進めてまいりたいと思えます。そのように日常の指導監督に当たっております学校長の方に申し伝えて指導をしてまいりたいと思えますので、よろしくご理解下さいますようお願いいたします。

副議長（長谷川龍一君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（長谷川龍一君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決定いたしました。

なお、明15日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さんでございました。（午後4時20分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成17年9月14日

野洲市議会副議長                      長谷川 龍 一

署 名 議 員                      小 島        進

署 名 議 員                      原 田        薫